

自己点検・評価報告書  
(2024年度)

実践女子大学

## 目 次

1. 理念・目的	2
2. 内部質保証	7
3. 教育研究組織	15
4. 教育・学習	20
5. 学生の受け入れ	38
6. 教員・教員組織	45
7. 学生支援	52
8. 教育研究等環境	62
9. 社会連携・社会貢献	72
10. 大学運営・財務	
第1節 大学運営	77
第2節 財務	77

### 【別添】

各学科 自己点検・評価（点検・評価シート）

# 第 1 章

## 理念・目的

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

評価の視点1：大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。  
評価の視点2：理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

本学の創立者下田歌子は、女性こそが社会を動かし、国家・社会を発展させるという強い信念を持ち、一般女性への教育の普及・拡大を目的に、1899（明治32）年に**帝国婦人協会私立実践女学校**並びに**女子工芸学校**を設立した。下田が重視したのは、「実学」と「実業」であり、実践女学校では、「日進の学理を応用」し、「現今の社会に適応すべき実学」を教授するとし、女子工芸学校では、「修身齐家に必要な実業」を修得させ、「自営の道」を立てることをめざした。本学はこの二校を淵源とし、2024年5月に創立125周年を迎えた。

この長い歴史において、本学は、下田の信念である「女性が社会を変える、世界を変える」を建学の精神、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念として、教育研究活動等を展開してきた。こうした歴史を踏まえ、現在、「学則」において、大学および大学院の目的を下記のように定めている（視点1）。

#### <大学学則第1条>

本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。

#### <大学院学則第1条>

本大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、この目的に基づき、「学則」において、下記の通り、学部・学科の目的、および、研究科・専攻の目的を定め、大学としてどのような学生を育成するのかを明示している。

#### <大学>各学部

文学部では、日本、東洋、西洋の文学、言語、美術の各分野における幅広い学識を授

け、現代社会に寄与しうる人材の育成に努めることを目的とする。

生活科学部では、食物、栄養、健康、ライフスタイル、幼児・保育に関する広い学識を授け、各々の専門に係る職業に必要な知識と能力の養成を目的とする。

人間社会学部では、国際化の進展、情報化の進展、社会の成熟化が進むなかで、社会の要請と国民の多様で高度な学びの要求に応える学部教育を目指す。学生が自ら主体的に学び、考え活動できる能力の養成を願い、「共に学び合う共同体」づくりを目指す。

国際学部では、国際語である英語の運用能力とコミュニケーション能力を身につけるとともに、英語以外の外国語に慣れ親しみ、異なる民族、宗教、言語、価値観が交差する国際社会に対応した専門知識を修得し、国際交流を推進できる人材の育成を目的とする。

#### <大学院>各研究科

文学研究科では、日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

生活科学研究科では、食物栄養学又は生活環境学分野における精深な知識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

人間社会研究科では、人間社会の分野における精深な学識を授け、より高度な専門的知識・技能と能力を養成することを目的とする。

これらの建学の精神や大学の教育理念および大学・大学院の教育研究活動等の目的については、ホームページで広く公表している。加えて、学祖の生涯を描いた漫画『きらりうたこ』を出版し、『下田歌子小伝』を配布するなど、本学の建学の精神を広く社会に向けて発信している。

学生に対しては、建学の精神、教育理念、学祖下田歌子の志について、新入生オリエンテーションや学科ガイダンス等を通じて学生に説明している。また、教育研究活動等の目的については「履修要項」に掲載し、周知している。

#### 点検・評価項目②：大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

評価の視点1：中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

評価の視点2：中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学では、学園のさらなる発展を期し、2020年2月に中期計画「実践女子学園中期計画(2020～2022年度)」を策定した。2020年度は新型コロナウイルスの影響を受けながらも、この計画に沿って改革を遂行してきた。翌2021年度は、3年間の中期計画をローリングし、中期計画「実践女子学園中期計画(2021～2023年度)」を策定した。それにより、種々の施策の具体化を図った。

その後、学内外の状況や社会情勢等に合わせて、計画内容の検証や見直しを行ない、2022年2月に、「実践女子学園中期計画(2022～2026年度)」と、期間を5年間に改めた中期計画を策定した。現在は、「実践女子学園中期計画(2022～2026年度)-第3版-」に基づき、様々な施策を行っている。具体的には、「社会連携」、「グローバル化」の推進、ICTを活用した教育、PBL等の課題解決型学習の拡充、100分授業、クォーター制の導入、国内外のインターンシップやボランティアなどが挙げられる。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、建学の精神および教育理念に基づき、大学・学部・学科等の目的を体系的に定めており、大学全体および各教育組織において育成する人材像を明らかにしている。また、新入生オリエンテーションやガイダンスを通して、学生に本学の建学の精神・教育理念・目的を周知しており、学生教職員の間でこれらが浸透していることが本学の特筆すべき長所だと考えられる。また、中期計画および大学グランドデザイン、事業計画を常に見直し更新することで、理念・目的の達成に向けた組織的かつ継続的な取り組みを行っている点も評価に値すると思われる。

一方で、理念・目的が教育研究活動等を学生の学修成果としてどのように具現化されているかについては、取り組みを進めているが、今後、より多角的な視点から整理・可視化を進めることが期待される。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神および教育理念のもと、大学および各教育組織の目的を適切に設定・公表し、中・長期計画に基づく組織的な運営を行っている。また、理念・目的・中長期的な計画についても広く公表しており、適切に運用していると言える。今後は、理念・目的と教育研究活動の成果との関係をより明確にし、検証と改善を重ね、大学としての質保証を一層強化していく。

## 第 2 章

### 内部質保証

## 第2章 内部質保証

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

評価の視点2：教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。

評価の視点3：大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点4：学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学では、学生の学びの質保証を図ることを目的に、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関するポリシー」を策定するとともに、「実践女子大学内部質保証に関する内規」において、本学の内部質保証を統括する体制と権限、役割を明確にしている。同ポリシーは全学的な教育の企画・実施と内部質保証の推進に責任を負う「**大学協議会**」について次のように定めている。

本学の内部質保証は、学長の下で大学協議会が大学全体として責任を負います。大学協議会は、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括します。また、自己点検・評価および外部評価の結果に基づき、教育活動の有効性について検証を行い、検証結果を踏まえた教育の改善・質の向上を継続的に実施します。

教育の企画・設計と実施、自己点検・評価等については、大学協議会とともに、「**大学教**

育研究センター委員会」が重要な役割を離している。同委員会は、全学的な教育改革に向けた企画・立案、共通教育のカリキュラム策定、および、各学部学科の教育課程編成の全体調整などを行なっている。また、学部・研究科等においても、「自己点検・評価委員会」を置き、それぞれの組織で点検・評価を行っている。

加えて、「外部評価・助言委員会」を置き、自己点検・評価の客観性・公平性を担保しつつ教育水準の向上を図っている。また、学生の意見を反映させる取り組みとして、2024年度は12月7日に「Jissen Future Talk Session」を開催し、学長、副学長がはじめとする複数名の教員が学生とのディスカッションを通し意見を収集し、大学短期大学協議会により意見の共有を行った。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応という点では、2020（令和2）年度の大学基準協会による大学評価（認証評価）結果における指摘事項について、大学協議会等において改善に向けて検討を行い、経年的に改善を図っている。また、文部科学省等の通知等にも適切に対応している。

**点検・評価項目②：大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。**

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 評価の視点2：教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。
---

本学を設置する学校法人実践女子学園では、学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営および教育研究の質の向上に資するために、「実践女子学園情報公開規程」を定めている。同規定は、以下の9項目に関し、学園が有する情報を自主的に公表することとしている。

(1) 学園の基本情報、(2) 財務及び経営に関する情報、(3) 監査に関する情報、(4) 教育研究活動に関する情報、(5) 社会貢献、国際交流に関する情報、(6) 自己点検・評価及び外部評価に関する情報、(7) 公費の助成に関する情報、(8) コンプライアンス等に関する情報、(9) 情報公開に関する情報

このうち、教員の教育研究活動に関する情報については、「実践女子大学研究者情報データベース」を作成し、大学のwebサイトを通じて広く公開している。また、『講義概要（シラバス）』や教職課程情報公開（免許法施行規則による）等についてもwebサイトで公開し、教育活動の透明性を図っている。

その他の情報に関しては、当該情報に関する会議体での承認を得て、速やかに公開している。また、公表する情報の正確性、信頼性に関しては、監査法人および監事の監査を受けるとともに、「監事監査報告書」「独立監査人の監査報告書」についても公開しており、情報公

関に関する社会的責務を果たしている。

**点検・評価項目③**：内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

評価の視点1：内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

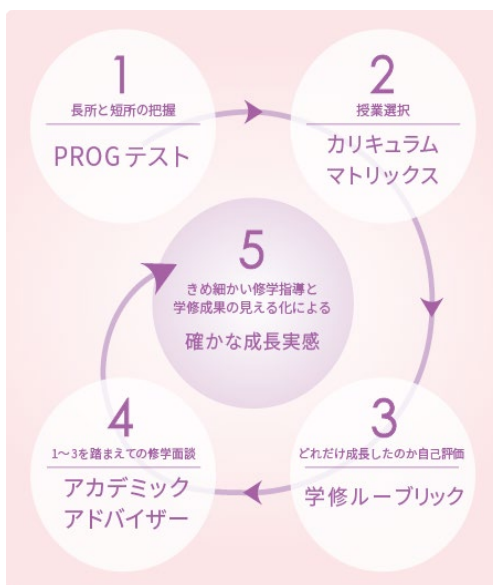
本学では、建学の精神と教育理念に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、および、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を作成している。そして、これらに適合した教育が行われているかどうかを点検・評価するために、右の図の通り、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を構築している。

また、本学では、1年次、3年次、4年次の全学生を対象に「成長診断テスト (PROG)」を行うとともに、学生が成長するプロセスを明示している（右下の図）。学生は、それに基づき自らの成長の過程や課題を把握し、教職員は個々の学生に対し必要な指導や教育を行なっている。大学協議会においても、IR室の分析をもとに成長診断テストの結果を検討し、それを学生指導やカリキュラムの改善等に繋げている。大学協議会ではまた、各所管部門から教育・研究・入試・就職・学生支援等に関する取り組み状況や成果・課題等の報告・提案を受け、調整・指示を行っている。加えて、外部評価・助言委員会において、本学の内部質保証システムによる教育成果の把握方法、および、授業科目の関連性の明示（カリキュラムマトリクス・学修ルーブリック）等について、評価・助言を受けている。

このように、本学では、大学協議会および大学教育センターにおいて、改革や施策を立案し（P）、それを実施して（D）、外部評価助言委員会からの指摘や評価を受け（C）、大学協議会および自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施している（A）。こうしてPDCAサイクルを実質化させることにより、内部質保証システムを適切に運用している。



実践女子大学内部室保証システム



## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

前述のように、本学では、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関するポリシー」を策定し、大学協議会を中心とした全学的な内部質保証体制を構築している。また、自己点検・評価委員会、各学部学科の部門会議、外部評価・助言委員会を設置し、内部質保証を組織的に推進している。

さらに、大学教育研究センター委員会や IR 室を中心に、教育課程の編成・改善、学修成果の可視化、ディプロマ・ポリシーに基づく教育改善を行い、PDCA サイクルを機能させている。加えて、教育研究活動や自己点検・評価結果、財務情報等についても、関係規程に基づき適切に公表している。

一方で、内部質保証システムが多層的に構築されていることから、その全体像や各組織の役割・責任について、学内構成員にとってやや分かりにくくなっている。各学部学科等における点検評価基準に差がある点も改善すべき課題である。また、学生の意見を内部質保証に反映させる仕組みが確立しておらず、この点も課題となっている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、明確な方針と組織体制の下で内部質保証システムを構築・運用し、教育の質保証と向上に継続的に取り組んでいる。今後は、学生参画の強化や評価指標の整理を通じて内部質保証をさらに発展させ、より実質的な質保証体制の確立を目指す。

具体的には、内部質保証体制の全体像および各組織の役割分担を整理し、学部・学科等における自己点検・評価の指標について、全学的な観点からの整理・充実を図る。学生の意見を体系的に収集・活用する仕組みを整備し、あわせて、点検・評価結果を教育改善や中期計画、年度事業計画に反映させることで、内部質保証の実効性を高めていく。

## 第 3 章

### 教育研究組織

### 第3章 教育研究組織

#### 1. 現状分析

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

評価の視点1：大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は学則第1条に定める目的（3頁に記載）を踏まえつつ、学問の動向や社会的要請に合わせた教育研究組織を設置・運営している。

本学は、教育の特性に合わせ、二つのキャンパスを有している。一つは、東京都日野市にある郊外型の**日野キャンパス**である。広い敷地を持つ日野キャンパスには、実験や実習を伴う生活科学部と生活科学研究科を設置し、地域連携を進めるとともに、実践的な知識・技術の習得による実践力を育成している。もう一つは都市型の**渋谷キャンパス**である。同キャンパスには、人文科学系および社会科学系の学部と研究科を設置しており、企業や文化・教育機関との連携により、先進的で実践的な教育研究を実施している。

#### ○学部・学科、研究科・専攻

日野 キャンパス	大学	生活科学部	食生活科学科 管理栄養士専攻 食物科学専攻
			生活環境学科
			生活文化学科
			現代生活学科
	大学院	生活科学研究科	食物栄養学専攻博士課程(前期・後期)
			生活環境学専攻修士課程
渋谷 キャンパス	大学	文学部	国文学科
			英文学科
			美学美術学科
		人間社会学部	人間社会学科
			ビジネス社会学科
			社会デザイン学科
	国際学部	国際学科	
	大学院	文学研究科	国文学専攻博士課程(前期・後期)
			英文学専攻修士課程
			美術史学専攻博士課程(前期・後期)
人間社会研究科		人間社会専攻修士課程	

各学部・研究科もまた、「実践女子大学学則」および「実践女子大学大学院学則」の定める目的（3～4頁）に適合した教育研究組織となっている。近年では、文学部と生活科学部という伝統ある学部に加え、時代や社会の動向に合わせ、新たな学部学科の設置を進めている。

2024（令和6）年にはグローバル化の進展に対応し、**国際学部**を設置した。同学部は、「国際語である英語の運用能力とコミュニケーション能力を身につけるとともに、英語以外の外国語に慣れ親しみ、異なる民族、宗教、言語、価値観が交差する国際社会に対応した専門知識を修得し、国際交流を推進できる人材の育成を目的」としており（学則第7条の2）、海外留学を必修とするなど、時代に合わせた先進的な教育を実施している。

また、同年に設置された**人間社会学部社会デザイン学科**は、「高度情報化する知識基盤社会に求められるソーシャル・データサイエンス、社会情報学、メディア論、デザイン思考などを中心とする専門的な知識・理論を学び、社会情勢・環境が変化し続ける創造社会で発生する諸問題を解決できる能力を修得し、社会で主体的に活躍し貢献できる人材の育成」を目的とし（学則第7条第5項）、近年、社会的要請が高くなっているソーシャル・データサイエンスなどの分野において実践的な教育を行っている。

さらに、2024年度、**環境デザイン学部環境デザイン学科**の設置に向けた準備を進めており、これにより本学が重視してきた実務教育をさらに充実させる予定である。

センター等の組織としては、全学の教育に係る諸施策の推進を担う前述の「大学教育研究センター」の他、「大学言語文化教育研究センター」「大学教職センター」「図書館」「生涯学習センター」「学生相談室」を設置しており、それぞれ規程に基づき重要な役割を果たしている。このうち、「大学言語文化教育研究センター」は、共通教育の外国語教育と留学生のための日本語教育を主な任務としてきたが、近年は「Jissen Global Project」と銘打って、留学に関する海外の協定校の拡大など、現在本学が教育方針として重視しているグローバル化の推進に重要な役割を果たしている。

本学の附置研究所としては、「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」「下田歌子記念女性総合研究所」の3研究所がある。いずれも本学の教育理念・目的の実現に基づく研究を通して、女性の社会的地位の向上と社会進出に寄与しようとするものである。

長い歴史のある「**文芸資料研究所**」は、文献資料の収集、目録の作成、資料の文献的調査等を蓄積してきた。近年は、「源氏物語」を中心とした古典籍や所蔵資料のデジタル化を推進しており、最新の高精細デジタルである顕微鏡を活用し、文理融合による古典籍研究を行っている。

創立者下田歌子の号「香雪」を冠した「**香雪記念資料館**」は、図書館が所蔵する「下田歌子関係資料」の展示に加え、女性による芸術（特に美術）・文化に関する資料の収集、保管および展示を行っている。同館はまた、東京都教育委員会により博物館相当施設としても認定されており、本学の博物館学課程の実習生を対象に学芸員による教育を実施している。

「**下田歌子記念女性総合研究所**」は、創立者下田歌子の業績並びに学園の歴史に関する調査・研究、資料の収集・展示とともに、女子教育のありかたや女性に関する様々な調査・研究を行っている。また、創立者生誕の地である岐阜県恵那市岩村との教育・研究の交流も進めている。

**点検・評価項目②**：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

評価の視点1：教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。 評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に 取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。
--

教育研究組織の点検・評価は、学科、学部、大学等、それぞれの組織で行っている。各学科が組織・運営する学科会議では、授業、学生指導、教育課程編成等に関し、日常的に検証と改善を行っている。各学科の検証の結果は、学部教授会において、より広い視点から再度検証し、学科を超えた課題の確認と改善策の検討を行っている。全学的な調整が必要な事項は、大学教育研究センター委員会又は大学協議会にて協議し、改善を図っている。

附置研究所、センター等の組織の適切性については、各センターを統括するそれぞれの会議・委員会において活動内容および実績を踏まえた検証を行っている。また、附置研究所での検証結果は**研究推進機構会議**、センター等の場合は大学協議会に報告され、全学的な観点から点検・評価が行なわれている。

このように日常的な点検・評価、改善活動に加えて、大学自己点検・評価委員会において大学全体の点検・評価を行なうとともに、外部評価・助言員会での検討により客観性・公平性を担保している。学部・研究科に関してもそれぞれ部門会議を設置し、現状分析、課題の抽出、改善策の検討を行っている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、建学の精神および教育理念に基づき、大学、学部、研究科の目的を学則に明確に定め、社会的な要請に応える教育研究組織を適切に構成している。また、教育研究組織の適切性についても、学科会議、学部教授会、大学教育研究センター委員会、大学協議会、研究推進機構等を通じて、日常のかつ組織的な点検・評価と改善が行われている。だが、教育研究組織が多様化・高度化し、点検評価を行う機関が多くなる中で、大学全体としての方向性や課題を明確にすることが困難になっている側面がある。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

各組織の役割や活動成果を全学的に整理・共有し、その特性や相互連携をより明確にしていく。また、点検・評価を通じて把握した社会的要請や教育研究上の成果・課題を踏まえ、

必要に応じて教育研究組織の見直しや新たな分野への展開を検討し、大学全体として教育研究組織の発展と高度化を図ることで、社会に求められる大学としての機能をさらに強化していく。

## 第 4 章

### 教育課程・学習成果

## 第4章 教育課程・学習成果

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

評価の視点1：学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

評価の視点2：上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づき、3つのポリシーを策定している。そのうち、大学の**ディプロマ・ポリシー**（学位授与方針）では、学生が修得することが求められる知識、技能、能力等を次の5つの態度・能力にまとめている。

#### 実践女子大学ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

実践女子大学は、学修から得た知識・技能・態度を社会に還元するべく実践し、世界と地域で貢献する力を得ることを求めます。その達成のために、以下に掲げる態度を核として能力を身につけ、所定の単位を修得した者に「学士」の学位を授与します。」

#### 〔態度〕国際的視野：多様性を受容し、多角的な視点を以って世界に臨む態度

1. 多様な価値観を持つ国内外の人々との交流を通して、相互の理解と協力を築こうとする態度。
2. 国際感覚を身につけて、世界に踏み出し社会を動かそうとする態度。
3. 日本の文化・精神を知り、世界に発信しようとする態度。

#### 〔態度〕美の探究：知を求め、心の美を育む態度

1. 人文・社会・自然の中に価値を見出し、感受性を深めようとする態度。
2. 物事の真理を探究することによって、新たな知を創造しようとする態度。
3. 優しさと強さを兼ね備え、倫理観を以って人格を陶冶しようとする態度。

#### 〔能力〕研鑽力：学修を通して自己成長する力

1. 学ぶ愉しみを知り、生涯にわたり知を探究し、学問を続けることができる。
2. 学習成果を実感して、自信を創出することができる。
3. 広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。

**[能力]行動力：課題解決のために主体的に行動する力**

1. 現状を正しく把握し、課題を発見できる。
2. 目標を設定して、計画を立案・実行できる。
3. プロセスや成果を正しく評価し、問題解決につなげることができる。

**[能力]協働力：相互を活かして自らの役割を果たす力**

1. 自己や他者の役割を理解し、互いに協力して物事を進めることができる。
2. 互いを尊重し信頼を醸成して、豊かな人間関係を構築することができる。
3. 状況に応じたリーダーシップを発揮することができる。

各学部・学科では、上記の5つの態度・能力に関してそれぞれディプロマ・ポリシーを定め、その達成のために必要な教育課程及び教育・学習の方法を具体化している。

例えば、国文学科は、学部のディプロマ・ポリシーの実現に向け、「伝統文化科目群」「国際発信科目群」「キャリア科目群」を設置し、学問的基盤と社会的実践を結びつけた教育を展開している。また、新規必修科目「国文学科プロジェクト入門」を導入し、PBL型学習を通じて主体的課題解決力を養成している。

英文学科では、2024年度のカリキュラム改編により、従来の「イギリス文学・文化」「アメリカ文学、文化」「英語学」の三領域を、「ジェンダー表象」「グローバル英語圏文化」「言語学」の三領域へと再編成した。これにより、「国際的社会で活躍できる英語運用能力と批判的思考力」を段階的に育成する体系を構築している。さらに、4年間を通じたゼミ体制の整備や、PBL型授業「プロジェクトa・b」の導入により、主体的な学びと協働力の育成を実現している。

管理栄養士専攻は、学位授与方針において管理栄養士として求められる態度と能力が明示されており、それを基盤とした教育課程を展開している。カリキュラムツリーにより主要科目と学習成果の対応関係を明示し、学習成果の評価方法 についても、学内基礎資料に項目立てがある。

また、大学院のディプロマ・ポリシーに関しては、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻のそれぞれの分野において、精深な学識を得るとともに、研究を遂行する能力を身につけ、高い専門性を要する職業に求められる能力を獲得した者に、博士または修士の学位を授与します。」と謳っている。

そして、これに基づき各研究科・専攻の方針が定められている。例えば文学研究科では、「日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における精深な学識を得るとともに、高い専門性を要する職業に必要な能力を獲得した人に、博士（文学）または修士（文学）の学位を授与します。」と規定している。英文学専攻修士課程では「英語圏文学・文化および英語学の専攻した分野において十分な研究成果を上げ、英語圏文学・文化および英語学についての深い知識と、幅広い教養を身につけ、高い専門性を備えた職業人として社会で活躍できる能力を修得した人に修士（文学）の学位を授与します。」と定めている。

以上のように、本学は、ディプロマポリシーとして、学生が修得すべき態度・能力を明らかにし、それにしたがって教育課程等を編成している。それにより得られる態度・能力は、社会において極めて重要で有用であり、学位を授与するにふさわしいものと思われる。

**点検・評価項目②：学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。**

評価の視点1：学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、**カリキュラム・ポリシー**を策定している。大学の**カリキュラム・ポリシー**では、「実践女子大学は、教育理念及び卒業認定・学位授与の方針に基づき、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元できるようにするべく教育を実施します。そのために、教育課程編成、教育内容、教育方法及び評価方法について以下のとおり定めます。」としたうえで、教育課程編成、教育内容、教育方法等を下記のように具体的に定めている。

**実践女子大学カリキュラム・ポリシー**

**教育課程編成**

1. 共通教育科目、専門教育科目を体系的に配置します。
2. 授業科目の学年配当に配慮し、入学から卒業までいずれの期間も充実した学修ができるようにします。
3. 学部・学科を横断して科目を履修する機会を設け、幅広い学修ができるようにします。

**教育内容**

1. 共通教育において、大学での学修のための導入教育をするとともに、人文、社会、自然の幅広い教養を培うことができるようにします。
2. 専門教育において、各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき、基礎から応用に至る知識・技能を身につけることができるようにします。
3. 共通教育、専門教育を通じ、情報発信、言語運用、国内外の文化について学修することで、国際性を身につけることができるようにします。
4. 共通教育、専門教育を通じ、キャリア形成に資する教育を行い、就業力を育成します。

**教育方法**

1. 能動的な学修の充実を図るために、アクティブラーニング、演習・実習や少人数教育を積極的に導入します。
2. 社会とつながる学修の充実を図るために、正課外の活動も含め、学外の組織や地域との連携の機会を取り入れます。

3. 授業と連動した事前・事後学修の方法をシラバスに明示し、活発な学修を促す教育を行います。

#### 評価方法

1. 成績評価基準を明示し、学生が自らの到達度を正確に把握するとともに教員と共有できるようにします。
2. 客観的・総合的評価のために、GPA 制度を用います。

大学院におけるカリキュラム・ポリシーについては、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻のそれぞれの分野において、高度な知識を修得し、多様な研究方法をもって実践的能力を身につけることができるよう、カリキュラムを編成しています。」と述べている。そして、これに基づき、文学研究科では、「日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における高度な知識を修得し、最先端の研究方法を身につけることができるよう、カリキュラムを編成しています。」と定め、国文学専攻博士前期課程では、「国文学、日本語学、漢文学、日本語教育の各分野における精深な学識を修得でき、かつ高い専門性を要する職業に必要な能力を実践の中から獲得できるよう、カリキュラムを編成しています。」と明記している。

以上のような、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学部、研究科において基礎科目から応用科目、演習科目、卒業研究へと至るカリキュラム体系を整備し、専門分野の体系性と学修の順次性を踏まえた教育科目、教育課程を編成している。加えて、**カリキュラムツリー**や**カリキュラムマトリクス**を整備し、学生が自身の学修到達目標を理解しやすくしている。また、事務職員（教務課職員）を加えた**カリキュラム検討会議**においてカリキュラムの編成について検討を重ねている。具体的なカリキュラム改革の事例は以下の通りである。

国文学科では、2024 年度より「国文学科プロジェクト入門」を新設し、PBL を通じた主体的学修を体系に組み込んだ。また、卒論指導を前倒しし、2 年次終了時にゼミ配属を確定させる仕組みを導入したことにより、3 年次以降の学修がスムーズに研究へと接続される体制を整えている。これにより、学生が早期から研究的学びに取り組める環境を整えている。

英文学科は、基幹的な英語運用能力を養成するために、初年次から「Comprehensive English c/d」「Intermediate Presentation a/b」等を配置した。2 年次以降は選択必修単位の半分以上を、専門的内容を英語で学ぶ CLIL 科目群（Content and Language Integrated Learning 内容言語統合型学習）とした。さらに、ゼミを 2 年次から 4 年次まで縦断的に配置することで、専門性の深化と研究力の養成を段階的に進めている。

美学美術史学科では、基礎科目・基幹科目・関連科目を体系的に配置し、必修の「入門」科目から「特講」「演習」「卒業論文」へと学修を進める教育課程を整えている。

食生活科学科は、基礎から応用への系統性を重視し、順次性を持たせた体系を整備している。また、学生が自身の学修の進捗状況を把握しやすいようにカリキュラムツリーをわかりやすく整備した。

生活環境学科は、2024 年度にカリキュラムを大幅に改編し、従来の「アパレル・ファッション」「プロダクト・インテリア」「建築・住環境」の領域に加え、新たに「総合デザイン」領域を設けることで学びの 4 領域に拡充した。また、2・4 年次には 4 領域の横断をする社

会連携型の PBL 授業を配置し、現実の課題解決に取り組む仕組みを導入している。これにより、学習成果の達成につながる実践的教育課程を整備した。

**点検・評価項目③**：課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっているか。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

評価の視点 1：授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

評価の視点 2：ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

評価の視点 3：授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

本学では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った学修成果を得るために、カリキュラムや授業形態、授業方法について見直しを進めてきた。そして、2024 年度には、「社会で活躍できる基礎力を持ち、社会を変革していくチャレンジ精神を持った学生の育成」を目的に、思考の基礎となる基礎学力の向上（数理的思考力、AI 教育等）と課題解決型学習（PBL）等による主体的な学習の充実を主な施策とする新カリキュラムを全学的に実行した。

このカリキュラム改革に当たっては、各学科において SWOT 分析を行ない、「主体的な学びとはどのようなものか」「どのような授業が学生を成長させるのか」等に関してや意見交換を行なった、そして、学生の意見を聴取した上で、今後の学科のあるべき姿やカリキュラム、授業の方法などについて改革案を作成した。

大学協議会では、こうした各学科の分析結果を踏まえ、次のような施策を実施することとした。

- ・数理・データサイエンス・AI 教育認定（リテラシーレベル）に対応したプログラムを共通教育科目で全学必修とする。（2025 年 8 月認定）

- ・全1年生の必修科目「実践入門セミナー」において、PBLやグループワークなどの課題解決型学習を行い、主体的な学習能力を養う。
- ・学生が留学やインターンシップ等学外で学べる機会を作るために、2024年度よりクォーター制（セメスター・クォーター併用）を導入する。

このような学修の成果として、次のことが挙げられる。まずは、ICT活用能力の向上である。本学では、2020年よりBYOD（Bring Your Own Device）を導入しており、それにより授業の効率化が格段に進むとともに、学生のICT能力も上昇した。また、本学では、クラウド型の教育支援サービスである朝日ネットのmanabaを導入しているが、manabaを使ったオンデマンド授業では、毎回課題を出すことにより学習成果を測っており、オンデマンド授業と対面での授業には成績の差はほとんど見られない。オンデマンド授業は、学生がそれぞれ自分のスケジュールに合わせて学ぶことができ、ニーズに合わせた多様な学びを可能にしている。

企業や自治体等と連携したPBLやグループワークは、当初は一部の教員のみが行っていたが、教職員研修やカリキュラム改革により、現在では全学共通教育から学部学科の専門教育にまで広がっている。連携した企業・団体は2020年から2024年までの累計で705、参加学生数は延べ約8000人となっている。とくに人間社会学部では、授業や演習において様々な企業と連携したPBL型の授業や体験型の授業が行われており、これらを通して学生は自ら調べ考える力やグループで協力して課題を解決する力を身につけている。

留学やインターンシップ等に参加する学生も増加している。本学では近年海外の大学との協定を積極的に進めており、2024年度の海外大学の協定校数は58校と、全国女子大学でもトップクラスとなっている。それと合わせて、インターンシップやボランティア活動などのグローバルプログラムの充実を図っている。今後はクォーター制度を利用して、大学内だけでなく、国内外で学ぶ学生が増えるものと予想される。また、それにともない、渡航前の安全教育や留学中のサポートを拡充させている。

#### 点検・評価項目④：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

- |  |
|--|
| <p>評価の視点1：成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。</p> <p>評価の視点2：成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。</p> <p>評価の視点3：既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。</p> <p>評価の視点4：学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。</p> <p>評価の視点5：学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。</p> |
|--|

本学では、「実践女子大学学則」第24条に基づき、+A（91点以上）、A（80～90点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の5段階で成績評価を行い、C以上を合格、Dを不合格としている。「インターンシップ」や「海外語学研修」などの科目は、規定

されている要件を満たした場合に単位認定を行っている。また、学業努力の達成状況を把握する基準値として GPA を全学で採用している。

成績評価の基準については、「履修要項」に明示するとともに、1年生に対しては入学時のオリエンテーションでくわしく説明を行っている。成績評価の結果は、欠席、失格、不合格、履修取止め等を含めて、成績通知表に明記している。

学部の卒業要件単位については、大学設置基準第 32 条に定めるとおり、124 単位とし、研究科の修了要件単位についても、大学院設置基準第 16 条および第 17 条に準拠しており、「実践女子大学学則」「実践女子大学大学院学則」にそれぞれ定めている。また、卒業要件に関する事項については、『履修要項』『大学院要覧』に明示し、学生に周知している。

学位授与を適切に行うための措置に関して、学部における論文審査については、各学科により異なるが、卒業論文発表会等を通じて、学生・教員が成果について共有し、相互に確認することにより、審査の適切性を担保している。

修了認定については、「実践女子大学大学院学則」第 11 条に基づき、所定の授業科目について修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文審査および試験に合格した者に、学位を授与することを定めている。学位授与は、学部教授会での審議を経て、大学協議会で決定している。

大学院での学位論文の作成に関しては、中間発表会（予備審査）、および、修士論文検討会等において研究指導教員以外の教員から指導を受けることで、指導や評価の客観性を確保している。学位論文の審査については、「実践女子大学学位規程」に基づき行われ、博士後期課程においては、「博士学位授与の申請取扱内規」に基づき厳正に審査が行われている。学位論文審査基準は、『大学院要覧』により周知している。

学位授与にあたり、学部については、学科会議、学部教授会での審議を経たうえで、大学協議会での審議・承認を経て、学長が学位を授与している。大学院も同様に、専攻会議、研究科委員会、大学協議会での審議・承認を経て、学長が学位を授与している。これらの学位授与に係る責任体制および手続については、「大学協議会規程」「実践女子大学教授会規程」および「実践女子大学大学院学則」において定めている。

**点検・評価項目⑤：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。**

- |   |
|---|
| 評価の視点 1：学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。             |
| 評価の視点 2：学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。     |
| 評価の視点 3：指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。 |

本学では、学生がディプロマポリシーに基づく知識・技能・態度などの学修成果を評価・把握するために、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学修成果の評価（アセスメント）」

に関する方針」を定めている。これに従い、科目レベル（各授業科目）、教育課程レベル（学部・学科・専攻）、機関レベル（大学全体）の3つの段階で多面的に学修の到達状況等を把握し、「教育の質保証」に取り組んでいる。

学習成果を把握・評価する指標や方法としては、各科目の成績評価、授業アンケート、成長診断テスト（PROG）によるディプロマ・ポリシーの到達度評価、学修行動調査結果、卒業年次アンケート、国家試験合格率（資格取得状況）、就職率、卒業論文（卒業研究）であり、これらにより教育課程を多面的に評価している。

また、本学では、前述したように、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」に則り、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCAサイクルにより、教育成果を可視化することに注力している。そのために、「学修行動調査」とあわせて、1年次・3年次および4年次に**成長診断テスト（PROG）**を実施している。

PROG テストは、大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（ジェネリックスキル）を育成するためのプログラムであり、ジェネリックスキルを「リテラシー」と「コンピテンシー」の2つの観点から測定している。本学では、このPROGテストの項目と、ディプロマ・ポリシーで掲げる5つの能力・態度のうちの「研鑽力」「行動力」「協働力」の3つを紐づけることにより、ディプロマ・ポリシーの到達度を測定している。成長診断テストの結果は、前述の学生ポータルサイト（UNIPA）において、履修登録表、成績評価と併せて常時確認できる仕組みとなっており、自己分析の結果を踏まえた自己成長のための履修計画に活用することができる。

本学では、5つの能力・態度と各授業科目との関連性を明確化するためにカリキュラムマトリクスを用いている。これにより、学生は自身の伸ばしたい能力・態度を視野に入れて、授業を選択することが可能となっている。また、学生が自身の強み・弱み、ディプロマ・ポリシーの到達度をより実感できるようにするため、オリジナルテキストである『**「実践女子」力成長支援ハンドブック**』を制作し、指導に活用している。さらに、学修ループリックをシステム上で運用することにより、学生と教職員はディプロマ・ポリシーの指標と到達度を共有することができる。教職員は、学生から提出された自己採点表（主観評価）を参考にして、学生個々の成長度合を把握し、それに対応した指導を実施している。学修ループリックでは、ディプロマ・ポリシーが掲げる「国際的視野」「美の探究」の到達度についても、自己評価をすることが可能になっている。

さらに、本学では、卒業生や就職先の企業等に対し意見聴取を行っている。2021（令和3）年度に行った「教育の指針策定に向けた総合調査」では、「教員調査」「企業調査」「学生調査」および「卒業生調査」を実施している。「企業調査」では、本学において求人を公示している企業（約3,000社）を対象に、①実践女子大学の新卒者（大卒）にどのような能力を求めているか、②在籍する実践女子大学の卒業生についてどのような感想を持っているか、③実践女子大学のカリキュラムと科目に対してどんなことを期待、要望したいかを主な聴取項目とした。これらの設問項目は、ディプロマ・ポリシーに明示されている態度・能力に紐づけられており、学生の診断結果と併せて検証することにより、教育課程編成等の策定・改善に活用することができる。

大学院については、指導教員による指導・助言の他、指導教員以外の教員によって評価・

助言が行なわれており、これらを通じて学習成果の客観的な把握・共有を図っている。論文審査は、各専攻で定める論文審査基準に基づいて行われ、修了判定は研究科委員会において行われている。

**点検・評価項目⑥：教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

評価の視点1：教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
評価の視点2：課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
評価の視点3：外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
評価の視点4：自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

前述のように、本学では、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学修成果の評価（アセスメント）に関する方針」にもとづき、科目レベル、教育課程レベル、機関レベルという3つのレベルで、教育課程や教育方法について点検・評価を行っている。点検・評価の方法や体制としては、科目レベルでは、主に学科会議において各科目による学修成果について評価している。教育課程レベルとしては、学科・課程および学部教授会において、成長診断テスト（PROG）等を用いて評価している。そして、機関レベル（大学全体）では、大学協議会と大学教育センターにおいて、全学的な観点から点検・評価する仕組みとなっている。

外部の視点の導入については、半期ごとに外部評価委員により評価・点検を受けている。学生の意見に関しては、主にセメスターごとに行なわれる授業評価アンケートを通して取り入れており、教員は担当する個々の科目に対してリフレクションを行っている。

本学では、こうした自己点検・評価を積み重ねることによって、時代の変化や学生の要望を把握し、4年ごとにカリキュラムの見直しと改革を行っている。そして、それにより、ディプロマポリシーが求める学修成果の実現を図っている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、授業評価アンケート、成長診断テスト（PROG）、卒業時アンケート等を活用し、学修の成果や課題を把握するとともに、学生の声を教育改善に結び付ける仕組みを整備している。「教育の質保証」を実現するための「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」と、学生自身の成長実感を高めるための「実践女子大学・短期大学部型学生の成長プロセス」に基づく取り組みは本学の特色と言えるだろう。

しかしながら、次のような課題もある。一つは、大学全体と学部・学科との連携が不十分なことである。たとえば、学生の意見聴取については、大学全体の組織では行なわれているが、各学部・学科等のレベルでは組織的な意見聴取は行なわれていない。その一方で、学修成果の把握・評価方法については、学部・学科ごとに工夫が見られるものの、それらを大学全体で共有できていない。

二つ目は、近年の急速なカリキュラム改革により、PBLなどの実践的な科目が増えたことにもなる問題である。たとえば、国文学科の新設科目「プロジェクト入門」では、学外活動が伴うことから外部機関との連携や経費の確保が必要となっているが、それを保証する体制などが十分整備されていない。また、食生活科学科では、学修時間の増加により学生の負荷が増大しており、教育課程の体系性を維持しつつ、学生の学修状況に配慮した柔軟な運用が求められる。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後は、学修成果の評価方法や活用状況について全学的な整理を進めるとともに、ディプロマ・ポリシーと教育課程・授業科目との対応関係を一層明確にすることで、教育の成果をより可視化していく。これにより、教育課程の継続的な改善と高度化を図り、社会的要請に応える教育の質保証をさらに強化していく。

## 第 5 章

### 学生の受け入れ

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

評価の視点1：学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

評価の視点2：学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

評価の視点3：学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

評価の視点4：入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

評価の視点5：すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

本学では、建学の精神および教育理念に基づく人材育成をより確かなものとするため、アドミッション・ポリシー（以下、AP）において、「学修によって得た知識・技能・態度を世界や地域に還元しようとする、実践意欲にあふれた人を積極的に受け入れる」としている。これを受けて、学部・学科の各レベルでもAPを策定しており、例えば文学部では、「日本および外国の文化や歴史を広く学び、グローバル化・多様化が進む社会に積極的に関わり、他者と協調して生きようとする人」を求めると定めている。こうしたAPは、大学Webサイト、および、「募集要項」等により志願者等に明示している。

大学院においても同様に、全学のAPのもと、各研究科および専攻科ごとにAPを設定し、大学Webサイト等で公表している。

本学では、APにおいて入学前の学習歴、学力水準等について分かりやすく示している。たとえば、国文学科は「入学時に求める学力・態度・汎用能力」について、次のように定めている。

#### 国文学科アドミッション・ポリシー

① 高等学校卒業程度の学力を有していることを、成績（調査書）及び入学者選抜で示すことのできる人。

② 国文学科の四つの柱である、国文学・国語学・日本語教育・漢文学に対し、深い意欲

と関心を持って継続して学ぶことのできる人。

③ 日本の文化や言語に関する深い知識を習得し、それを生かしてグローバル社会において活躍することを目指す人。

④ 専門知識を身につけることを通して、文章力・表現力・コミュニケーション能力・課題探求能力に磨きをかけるべく努力できる人。

⑤ 答えが一つと決まっていない課題について、仮説を立てて検証する能力のある人。

⑥ 多様性を認めながら、様々な人と生産的な議論が行えるよう、自己を研鑽できる人。

また、本学では、一般選抜に加えて、総合型選抜・学校推薦型選抜・社会人特別選抜など、多様な入試方式を導入することで、各学部・学科の AP が求める学生の募集を行っている。中でも総合型選抜では、「総合選抜方式」「探究学習・プレゼンテーション方式」「高校時代活動アピール方式」「基礎学力試験方式」といった多様な入試方法を導入することで、各学科の求める AP に適合する学生を選抜している。

入試の公平性・公正性については、複数教員による評価、面接基準の明文化、評価記録の保存などを徹底することで担保している。障がいや疾病など、特別な配慮を必要とする志願者に対しては事前相談窓口を設置し、受験環境の調整を行う仕組みを整えている。これらの情報についても、大学 web サイト、および、「募集要項」により志願者等に分かりやすく提示している

**点検・評価項目②：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。**

評価の視点 1：学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

学部においては、入学定員および収容定員と、入学者数・在籍学生数が大きく乖離しないよう管理している。具体的には、入試担当理事を委員長とする「入試対策委員会」において、過年度の入試結果の分析を行い、その結果に基づいて志願者動向を予測した上で合否判定を実施している。特に、一般選抜および共通テスト利用選抜については、「入試判定会議事前連絡会」を開催し、判定会議に先立って合否判定の基本的な考え方を確認している。これにより、適正な入学者数の確保に努めている。

2025年5月1日現在の学士課程全体の状況は、入学定員に対する入学者数比率が1.22、収容定員に対する在籍学生数比率が1.12である。学部別では、以下のとおりである。

- ・文学部：入学者数比率 1.27、在籍学生数比率 1.12
- ・人間社会学部：入学者数比率 1.29、在籍学生数比率 1.20
- ・国際学部：入学者数比率 1.30、在籍学生数比率 1.21
- ・生活科学部：入学者数比率 1.05、在籍学生数比率 1.03
- ・2025 年度開設の環境デザイン学部：入学者数比率 1.40、在籍学生数比率 1.40

大学院については、いずれの研究科・専攻も定員を満たしておらず、定員充足率が最も高い文学研究科博士前期課程でも、2025 年 5 月の入学定員比率は 0.5 である。そのため、大学院の定員未充足の改善に向けて、学長の下に「大学院改革ワーキンググループ」を設置し、研究科の再編、規模の適正化、カリキュラム改革、入試制度の見直し、研究生制度の導入、社会人と外国人留学生の受入れ体制の整備充などについて総合的に検討を進めている。

**点検・評価項目③**：学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1：学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点 2：点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れに関しては、学部は**入試対策委員会**、研究科は**研究科専門委員会**を責任主体として点検・評価を行っている。その評価結果は、大学協議会において全学的に検証・確認し、次年度の入試に反映させている。それにより、英語検定試験など利用した「外部試験利用方式」、多様な学習や活動の履歴を得点化して評価する「高校時代活動評価方式」等、新たな入試方法が導入されることになった。

本学はまた、点検・評価の結果を活用し、AP にそった入学者を確保するために、オープンキャンパスの開催方法の改善に取り組んできた。2021（令和 3）年度には、グローバル教育を進めるための「グローバルオープンキャンパス」を開催するとともに、幼児保育専攻に限定したワークショップ型オープンキャンパスを実施した。2022 年度には、オープンキャンパスの回数を増やして年間 14 回開催し、部活動などで週末のイベントに参加できない受験生に配慮し、平日の夕方に参加できる「よりみちキャンパス見学会」を行った。そして、2024 年には、本学初の試みとして、総合型選抜入試の「探求学習・プレゼンテーション方式」に活用することのできる「探求ワークショップ」を開催した。さらに、入試直前には、小論文対策や面接対策、学科教員による個別面談などを実施し、受験生の不安を取り除くための取

り組みを進めている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

以上のように、本学は、アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜制度を整備し、公平・公正な学生受け入れを実施してきた。また、入試対策委員会と大学協議会を中心とする全学的な意思決定機関の点検評価により、新たな入試方式の導入やオープンキャンパスの改善、高大連携などを進めてきた。

こうした点検評価により、本学は安定的に定員を確保している。しかしながら、2025年度入試では生活科学部の一部の学科において入学定員が未充足となった。一方、文学部、人間社会学部、国際学部、環境デザイン学部については、2025年度の入学者が定員を上回った。多様な入学試験方法を導入したために、手続き者の入学者数の想定が難しくなっていることが背景にある。また、大学院については、在籍者が定員を大幅に下回っている。こうしたことから、全学科・専攻での定員の充足を図るとともに、定員管理が課題となっている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の入試は、APに基づき適正に行なわれているが、学生の受け入れに関する質保証を一層高め、教育理念の実現に資する学生募集・選抜体制のさらなる改善を目指していく。

また、定員の充足については、学部・学科の魅力の発信を強化するとともに、特性に応じた募集方策やオープンキャンパスを実施する。定員管理の適正化については、入学サポート部等による入試情報の精度を高める。

大学院に関しては、広報が不足していることから、まずは学内外への広報を強化していく。また、本学には、「大学院学会奨励金」や「大学院論文投稿支援金」、「長期履修制度」等、研究活動を支援するための制度があるが、これらの充実や活性化を進め、大学院の入学定員の充足を図っていく。

## 第 6 章

### 教員・教員組織

## 第6章 教員・教員組織

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十分に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

評価の視点1：大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

評価の視点2：クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

評価の視点3：教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながらかつ協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

評価の視点4：授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学は、「実践女子大学教員選考基準」において、「本学の教育理念・使命を十分に理解するとともに、たえずこれの達成に努めること」、及び、「責任と情熱を持って学生の教育にあたり、自己の専門とする学問研究に精進すること」を本学が求める教員像として定めている。各学部等の教員組織の編制に関しては、「実践女子大学学則」、及び、「実践女子大学大学院学則」に規定している。

各教員の役割、教育研究に係る責任所在等については、「実践女子大学学則」に定められている。各学部の教授会規程および各センター規程等では、その組織の役割、審議事項等を明示し、「実践女子大学協議会規程」においては、学長が教学の重要事項を決定するに当たり、教授会および研究科委員会の意見を聞いた上で、十分に協議を行う旨を定め、教育研究に係る責任所在を明確にしている。

学部学科の教員配置に関しては、全学部学科において、大学設置基準に定められた専任教員数以上の教員が配置されている。専任教員は、専門の科目に加え、全学及び学部学科の必修科目、演習、卒業研究といった重要な科目を担当し、大学全体の教育に対する責任を果た

している。大学院については、研究科専任教員は配置せずに学部との兼務とし、学部専任教員の中から研究科の授業を担当する教員を配置している。大学院の科目を担当するにあたっては、「実践女子大学大学院教員資格審査規程」に基づいて、研究指導資格審査を実施することで、科目への適合性を確保している。

専任教員が担当する授業コマ数（責任コマ）は、規程により原則週5コマ（通年換算）と定めているが、現在は、研究時間の確保に配慮しながら、1コマ増の6コマを担当するよう時間割編成を行っている（6コマ以上は「増コマ手当」を支給）。実際の担当コマ数は、毎年の時間割編成などを通して正確に把握されており、開講する授業コマ数についても学部教授会、大学教育センター、大学協議会において把握している。一方、学部長などの役職者については、職務内容に応じて担当責任コマを免除することが可能となっており、教育研究活動と組織運営のバランスに配慮している。

授業科目については極力、専任教員が担当する方向で努力を続けているが、専任教員のみでは、すべての授業科目を担当することが困難な状況がある。したがって、質を担保しつつ広範囲に及ぶ教育を展開するためには、非常勤講師に授業担当を委嘱せざるを得ない。特に分野が幅広い「共通教育科目」では、その割合が高くなっているが、共通教育の開講コマ数や担当教員については、大学教育センターにおいて正確に把握している。

また、本学は「実践女子大学協議会規程」、「実践女子大学教育研究センター規程」、「学校法人実践女子学園事務規程」において、事務職員も会議等の構成員となり、学長の意思決定や各種施策の検討・検証に関わると定めている。これにより、教員と職員が協働して組織的かつ効果的な教育研究活動を推進している。

なお、本学は、複数学部の基幹教員を兼ねる教員やクロスアポイントメントにより任用している教員はいない。また、大学院生のティーチング・アシスタント（TA）に関しては、「実践女子大学ティーチング・アシスタントに関する規程」により、資格、身分等を定めるとともに、職務内容についてガイドラインにまとめている。学生のスチューデントアシスタント（SA）は、試行を始めた段階であり、規定の整備は行なわれていない。

#### 点検・評価項目②：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

評価の視点1：教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

評価の視点2：年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

前述のように、本学では、求める教員像を定めるとともに、「実践女子大学教員選考規程」、「実践女子大学大学院教員資格審査規程」、「実践女子大学大学院教員資格審査規程運用内規」を制定し、教員の募集、採用、昇任等を厳正に行っている。

専任教員の採用の手順としては、まず、学部長が大学協議会で採用人事の承認を得る。その後、学科・課程、センターにおいて、公募等により募集を行い、選考により絞られた候補者1名について、各教授会・研究科委員会において無記名投票が行なわれる。そして、**学長**

面接を経た後、学長、副学長、各学部長、各学科・課程主任、大学教育研究センター長、大学言語文化教育研究センター長、教職センター長によって構成する実践女子大学教員選考委員会において採用について審議決定する。これらの審議を経て、学長が理事長に採用人事を具申し、常任理事会での審議を経た上で、採用が正式に決定される。

専任教員の昇任人事についても、「教員昇任に関する評価項目」に基づき、同様の手順で行なわれている。また、大学院の授業を担当する専任教員については、「実践女子大学大学院教員資格審査規程」と「実践女子大学大学院教員資格審査規程運用内規」に基づき、資格審査が行なわれる。

教員の男女比については、2024(令和6)年4月1日現在において男性50.0%、女性50.0%と、バランスよく配置している。年齢構成に関する方針はとくに定めてはいないが、採用にあたり年齢構成に配慮しており、著しい偏りはない。

**点検・評価項目③**：教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

評価の視点1：教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

評価の視点2：教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

評価の視点3：大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

評価の視点4：教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では、FD・SDの次のように定め、推進体制については、大学協議会が基本方針を策定し、大学教育研究センター委員会が実施することとしている。

## 1. FD・SDの定義

①FD (Faculty Development) は、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組」であり、主は授業改善である。

②SD (Staff Development) は、「当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため」の研修や他に必要な取組であるが、「職員」には教員も含まれる。

③職員が教員向けのFDに参加した場合には、職員にとってはSDとなる場合がある。

## 2. 推進体制について

①FDについては、基本方針は大学協議会で審議するが、実際の取組においては大学教育研究センター委員会が中心となり実施内容を検討・運営する。

②SD(職員のみが対象となるものを除く)については、大学協議会で基本方針を審議する。実施にあたっては、関係委員会・部署等で検討・運営し、大学協議会に報告する。

③SDについては、総務部と連携して進める。

FD・SDのテーマ(カテゴリ)は、「学生支援」「内部質保証」「高大連携」「社会連携」「授業改善」「継続性のあるFD」「研究推進」に分類されている。2024(令和6)年度FDに関する基本方針は以下のとおりである。

**<2024年度 FDに関する基本方針>**

- ①社会で活躍できる基礎力をもち、社会を変革していくチャレンジ精神を持った学生の育成を目指し、授業方法や授業内容の改善のための取組みを進める。
- ②授業アンケートを実施し、授業内容等を点検し学生へのフィードバックを行う。
- ③本学のアセスメント・ポリシーを踏まえ、適正な成績評価が行われているか検証し、あるべき評価方法について検討する取組みを進める。

この基本方針に則り、2024(令和6)年度は、学生の主体的な学びの促進についての研修等を実施し、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みを行っている。

研究科では、各専攻において、修士論文の「中間発表会」の際に、研究指導上の方法などについて意見交換を行なっている。また、他の教員が担当する授業を傍聴したり、将来構想等について検討したりするなど、学生の状況に合わせたFDを実施している。

教員の研究活動は、**研究推進機構**により活性化が図られている。本学では、個人研究費に加え、科研費への投稿を促す**科研費採択助成金**や**外国論文投稿出版助成**、**実践女子大学学術・教育研究叢書**への出版助成、教職員長期研修など、各種の研究助成制度や研究支援制度がある。また、先駆的・独創的な研究等を行うための**プロジェクト研究所**の設置により、協同研究が促進されている。

教員の研究業績については、本学の「**研究者データベース**」(教員業績管理システム)、または「researchmap」により公開しており、昇任審査において評価される。また、学内外での教育活動および社会活動も審査対象となっており、「教育及び社会活動等における報告シート」に取りまとめることとなっている。

指導補助者であるティーチング・アシスタント(TA)に対しては、オンデマンド型研修により、授業の適正な運用を図っている。一日の業務終了後には「業務日報」、任用期間終了時には「成果報告書」を作成することになっており、業務の改善に活かしている。

**点検・評価項目④**：教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

- |  |
|--|
| 評価の視点1：教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組み及び課題を適切に把握しているか。 |
| 評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組みへとつなげているか。         |

各学部・研究科では、学科会議や専攻会議、及び、教授会、研究科委員会を責任主体として、教育課程の編成等を通じて、教員組織や配置にかかわる問題を把握し、調整や改善を行っている。全学的な問題に関しては、大学教育研究センターのもとに組織されている**共通教育ワーキンググループ**で調整を行ったうえで、大学教育研究センター委員会において改善を諮っている。そしてその上で、大学協議会において全学的に課題を共有・検証し、改善に取り組む仕組みを整えている。

また、教員の指導力の向上については、FD が重要な効果をもたらしている。大学協議会では、次年度のFD 計画策定の際に当該年度の適切性を検証し、結果を授業内容・方法の改善・向上および教育研究活動等に効果的に繋げるようにしている

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、建学の精神および教育理念に基づき、大学として求める教員像を明確に定めるとともに、関係規程を整備し、それに基づいた教員組織の編制および人事を行っている。大学設置基準および大学院設置基準に則り、必要な専任教員数を確保し、教育課程の中核をなす必修科目や演習科目については専任教員が責任をもって担当する体制を整えている。

また、教員の募集・採用・昇任については、明確な基準と手続きを整備しており、学部・研究科、教授会、教員選考委員会、常任理事会による多段階の審議を経て、公平・公正に行なわれている。男女比や年齢構成についてもバランスの取れた構成となっており、多様性に配慮した教員組織が構築されている。

さらに、FD 活動については、大学協議会の方針の下、大学教育研究センターを中心に組織的に実施されており、授業改善や成績評価の適正化、教育方法の向上に向けた取組が継続的に行われている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上のように、本学の教員組織にはとくに大きな問題は見られないが、教育研究活動等をさらに改善・向上、活性化するためには、FDSD 研修の内容・方法の工夫や、参加率を上げるための施策が必要である。また、本学は学長方針により、グローバル化と地域連携の推進を掲げているが、そのための教育研究活動の改善や向上が課題となっている。

研究活動としては、近年、科研費の受給が増えていることは高く評価できる。だが、受給者の偏りがかなりあるため、全学的に研究活動を推進する取り組みが必要である。また、個々の教員の研究活動を促進することはもちろんだが、大学の附置研究所やプロジェクト研究所などを通して、本学の研究のブランド力を上げている必要がある。

## 第 7 章

### 学生支援

## 第7章 学生支援

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

評価の視点1：学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

評価の視点2：各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

評価の視点3：学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

#### [修学支援（学習面）]

評価の視点4：学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

評価の視点5：障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

評価の視点6：学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

評価の視点7：遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

評価の視点8：ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

#### [修学支援（経済面）]

評価の視点9：学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

#### [生活支援]

評価の視点10：学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

評価の視点11：学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

#### [進路支援]

評価の視点12：各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

#### **[その他支援]**

評価の視点 13: 上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

#### **[学生の基本的人権の保障]**

評価の視点 14: ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学は建学の精神に基づき、学生支援について以下の通り、ポリシーを作成しており、このポリシーに基づいて多面的に学生支援を行っている。

#### **実践女子大学・実践女子大学短期大学部 学生支援に関するポリシー**

実践女子大学・実践女子大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「女性が社会を変える、世界を変える」という建学の精神に基づき、女性が持てる力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念の下、教育活動を通じて人材育成を図ることを使命としています。その使命を実現するため、学生支援に関する方針を定めます。

##### **修学支援方針**

1. 学生が学修を円滑に進められるように、教職員が相互連携して、相談・指導による支援を行います。
2. 図書館を多角的・自発的な学習の「場」として提供し、その適切な活用法の指導を通じて自主的な学修活動を支援します。
3. 成績不振者、留年者および休・退学者については、その状況把握と分析を行うとともに、早期のケアを含めた具体的対応策を講じます。
4. 学生の国際交流を促進するため、海外留学・研修プログラムの充実を図り、海外への渡航機会を提供し、適切な指導を通じた積極的支援を行います。

##### **生活支援方針**

1. 学生が安心して充実した学生生活を送ることができるように、学内環境を整備します。
2. 学生が心身の健康を維持・増進できるように、保健室、学生相談センターを設け、専門の医師や看護師、カウンセラーを配置します。
3. 人間性と社会性を培う機会と場所を提供することを目的として、クラブ、サークル、ボランティア等の課外活動を支援します。
4. 経済的支援のために、奨学金制度を充実させます。
5. 学内におけるハラスメント防止のための支援体制を整備します。

##### **進路支援方針**

1. 学生が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていける力を身につけることができるように正課内にキャリア教育の必修科目を設置する等、系統的な支援を行います。

2. 正課の教育課程と有機的に連携して、キャリアセンターによる様々な就職支援プログラムを提供します。

3. 一人一人のニーズと状況に合わせた個別のキャリア相談を充実させます。

### 障害学生支援方針

1. 障害のある学生が、障害のない学生と等しく学修が進められるように、学生本人の要望に基づき、関係各所が連携し、可能な限り具体的支援を行います。

2. 障害の有無に関わらず、安全かつ利用しやすいキャンパスで学生生活を過ごせるよう、設備環境の整備に努めます。

3. 障害のある学生の支援の希望を把握し、すべての教職員・学生が問題意識を共有し、理解を深めるための啓発活動を行います。

本学では、学生部長と各学科の委員からなる**学生支援委員会**と事務組織の**学生総合支援センター**（教育総合サポート部、学生総合サポート部、キャラサポート部）を中心として、後述する様々な学生支援を行っている。

また、本学では、2018（平成30）年度から、「学生の『自信（自己効力感）』を高める大学になる」ことをめざし、本学独自の学生支援システム（学生ポータルサイト）「**Jissen Total Advaned System**」（J-TAS）の運用を行なっている。J-TASには、学生の成績や履修状況、成長診断テスト（PROG）の結果はもちろん、学生が在学中に行なった様々な活動が記録されている。学生はJ-TASにより、自らの学生生活をふり返り、成長を実感し、課題を見出し、新たな活動に向けて主体的に取り組むことができる。

J-TASはまた、教職員にとって学生支援のための重要なツールである。J-TASを通じて学生に様々な情報を伝達することができるだけでなく、教職員がJ-TASによって学生の状況を把握し、一人ひとりに応じたサポートを行うことで、学生の成長を促すことができるからである。なお、2024年度から教務基幹システムの入れ替えにより、J-TASに代わり、「**UNIVERSAL PASSPORT**」（UNIPA ユニパ）を運用している。

### 「J-TAS」の基本方針

目的：学生の「自信（自己効力感）」を高める大学になる

方針：1. 自身で立てた目標を達成する経験ができるよう支援する

2. 目標達成した意識を認識・言語化できるよう支援する

3. 他者との接点を通じて成功体験等の機会を持つよう支援する

4. 自身を肯定できるよう支援する

### 「J-TAS」を構成する7つの要素

①成長診断テストによる現状把握及び自身の長所や身につける必要がある能力を把握し、履修する授業の検討などに役立てる。

②学修ルーブリックによる授業や課外活動で自身がどれだけ成長できたかを振り返る

ためのツールとして、半期ごとに学習成果を自己診断する。

- ③学生ポータルには、成長診断テストや学修ルーブリックの結果が記載される。学生生活で身につけた力を一覧化し、学生生活の振り返りを行うことで成長を実感できるとともに、就職活動の自己分析ツールとしての活用も可能とする。
- ④教育改革に基づいた科目の履修
- ⑤課外活動では、学生プロジェクト、ボランティア、サークル活動など、学生が主体的に取り組むことによる成長機会を提供する。
- ⑥個別サポートとして、学生が大学生活を通じて成長し、自信・希望を持って社会に出るために、学生一人ひとりの主体性を大切に、最適な成長機会を提供するサポートの実施。
- ⑦担当教員・学生総合支援センタースタッフ・キャリアアドバイザー・カリキュラムアドバイザー等が、学生ポータルなどを参照し、授業・課外活動などの学修機会の提供やキャリア支援など学生生活を総合的にサポートする。

### [修学支援（学習面）]

以下では、領域ごとに本学における支援について述べる。まずは、「修学支援（学習面）」についてである。

本学では、**大学教育センター**およびその下に設置している**教務部門**が全学の修学支援に責任を持っている。各学部学科においては、**クラス担任（アカデミック・アドバイザー）**を配置し、学生との面談などを通して、修学面から生活面まで様々な支援を行っている。また、2019（令和元）年度から、**カリキュラムアドバイザー**という専門の担当者を設け、**履修リフレクションウィーク**等において、時間割の作成や単位の取得、学修計画の見直しなど、個々の学生の履修相談にのっている。

補習教育に係る取り組みとしては、管理栄養士課程の国家資格の対策講座をはじめ、学長方針として挙げている「基礎学力の向上」に関する取り組みを実施している。情報や語学に関しては能力別のクラス編成とし、基礎学力の向上に努めている。

障がいのある学生に対しては、学生本人の要望に基づき、学生支援委員会、学生総合支援センター、学生相談室を中心に支援を行っている。具体的な支援としては、学生・保証人の相談窓口の設置、授業における留意事項の徹底、試験における合理的配慮などである。当該学生にとってこれらの支援が適切かどうかについて、半期に一度本人との面談により確認・見直しを行っている。

留学生に対する修学支援は、主に**言語文化教育センター**及び**国際交流課**が担当している。留学生は国際交流会館（留学生寮）に入居し、日本人学生の**ユニットリーダー**がサポートする体制をとっている。**日本語会話パートナー**制度では、留学生が日本人のパートナー学生と日本語を話したり交流したりできるようにしている。

欠席が多かったり、成績不振だったりする学生には、クラス担任（アカデミックアドバイザー）が面談を行うようにしている。2010（平成22）年度から毎年開催している「**修学・就職支援フェア**」では、GPAや取得単位が基準を下回る学生とその保証人（保護者）と面談し、修学状況の改善をはかっている。また、保護者から問い合わせがあった場合には、クラス担

任、学科・課程の主任、助手が適宜面談を行なっている。休学者や退学者、卒業延期者に対しても同様であり、クラス担任、主任、助手が丁寧に相談にのっている。

ICTの活用と支援については、**情報委員会**と**情報センター**を中心に様々な施策を行っている。本学では**BYOD** (Bring Your Own Device) を導入しており、入学前に1人1台のPCを準備するよう周知しているが、それが難しい学生に対してはPCを貸し出している。入学時にICTの使用に不安を抱いている学生には、個別支援を実施している。また、情報環境や通信性能の改善についても取組んでおり、電源とWi-Fiアクセスポイントの増設、10Gbpsの新規インターネット回線の導入、クラウドストレージの活用などを進めている。

本学では学習支援サービスである **manaba** を利用しており、資料や動画の配信、課題の提出など、manabaで行なわれることが多い。そのため、課題の締め切り期間に余裕を持たせるなど、学生に過度な負担がかからないよう配慮している。

### [修学支援（経済面）]

本学では「実践女子学園奨学金規程」を制定し、本学独自の奨学金制度を整備している。奨学金は経済的支援と報奨型の奨学金があるが、前者の経済的支援としては、「教職員奨学金」「佐久間繁子ファーストイヤースカラシップ」「創立120周年記念奨学金」などがある。また、「国際学部海外研修奨励金」は、国際学部の必修プログラムである海外研修への参加者全員に対して一律の金額を奨学金として支給するものであり、これにより海外留学にもなう経済的な負担の軽減を図っている。

### [生活支援]

本学では、学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮に関する専門的な施設として日野キャンパスと渋谷キャンパスそれぞれに**保健室**と**学生相談室**を設置し、学生の相談に応じている。

学生の孤立を防ぐためには、入学直後から学生同士のつながりを形成することが重要である。そこで、2024年度には、入学式当日に学友会執行委員会の企画による新入生歓迎イベント「入学フェスティバル」を開催した。本イベントでは、各キャンパスにサークルなどの大学公認団体が集まり、新入生の入学を祝うとともに、上級生と新入生、さらに新入生同士の交流を促進した。

また、人間関係を構築する取組みとして、本学独自の「**J-STAFF**」制度（学生による学生支援サポート）がある。J-STAFFには、①オープンキャンパスなどの入試にかかわる企画・運営、②新入生への履修相談やゼミ選択のアドバイス、③就職活動のアドバイスとサポートという3つの役割がある。J-STAFFのこれらの活動は下級生の不安を解消するとともに、学年を超えたつながりを形成するものである。

### [進路支援]

学生の進路支援に関しては、学生総合支援センターの**キャリアサポート部**を中心に、就職支援講座、企業研究、個別相談、企業説明会など、様々な取り組みを行なっている。教職共同により、学生の就職状況の把握や学生への情報提供を進めている。

また、本学では、全学共通の必修科目「**実践キャリアプランニング**」をはじめ、1年次か

ら、将来を見据えたキャリア教育を実施している。2024年には、グローバル社会で活躍する女性の育成を目的に、全学共通科目の「海外長期/短期インターンシップ」を開講した。これらの科目を一定数受講することで、副専攻「女性キャリアスタディーズ」の履修が認められる。

#### [その他支援]

部活動やボランティア活動などの正課外の活動に対しては、本学独自の支援として、「羽山昇・昭子奨学金」が挙げられる。同奨学金は、教育・研究や課外活動において顕著な成績をあげた者、国際交流事業への参加者、検定試験の合格者等に対して、成果を賛え、奨学金を給付するものである。

2022年度には2年生を対象としたコンペティション形式の「JISSEN Student's Reflection Award」(JSRA)を新たに開設した。これは、自分が行なったボランティアやインターンシップなどの課外活動について、リフレクションを行うことで、自己の成長へとつなげることを目的としている。なお、ボランティア活動、グローバルインターンシップの一部は単位付与の対象となっている。

また、学生のアクション総量を拡大し、意欲や自己肯定感の向上を図るために、2019年度より企業や自治体との産学連携プログラム「Jミッション」を行っている。

#### [学生の基本的人権の保障]

本学では、「学校法人実践女子学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」等の防止に取り組んでいる。また、「実践女子学園ハラスメント防止委員会規程」において、委員会の職務、権限、手続き等の基本原則を定め、ハラスメントについての相談や通報があった場合に適切に対応できるようにしている。ハラスメント防止委員会は、この規程に基づき、研修会等を開催し、ハラスメントに関する理解の増進と防止に努めている。学生に対しては、『学生生活ハンドブック』やパンフレットで注意喚起を行っている。

**点検・評価項目②**：学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

前述したように、修学支援については大学教育センター委員会、教務部門会、教育総合サポート部が中心となって定期的に点検・評価を行なっている。学科、学部教授会、大学協議会においても、修学支援の状況を把握し、改善に努めている。

生活支援に関しては、主として学生支援委員会と学生総合サポート部、保健室と学生相談

室が責任を持って検証に当たっている。授業での特別支援や学生相談室での相談対応の状況については、大学協議会などに定期的に報告されている。また、FD・SD研修を通して、障がいや特別支援に関する理解の促進と対応の改善を図っている。2024年度は、発達障害の専門家である学内の教員により、「心の支援、青年期のメンタルヘルス—心の不調を抱える学生の支援」と題する研修を実施した。

進路支援については、キャリアサポート部が動向を細かく分析し、学生支援委員会、学部教授会、大学協議会などで情報を共有している。それにより、教職共同による学生支援が広がり、学生の就職活動の状況や卒業後の進路を把握できるようになった。

J-STAFFによるサポート制度については、利用者アンケートや満足度調査等の実施により効果検証を行っており、スタッフ自身も学修ルーブリック（リフレクション）により自らの活動を振り返り、次の目標を設定することができる仕組みになっている。J-TASの取り組みについては、支援を受けた受験生や下級生から好評価が得られているだけでなく、スタッフの満足度も高く、貴重な自己成長の場となっている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

これまで述べてきたように、本学の長所としては、一つは、教職共同が進んでいることである。その背景には学生の学修や就職活動等に関する情報が、これまで以上に教職員の間で共有されるようになったことが挙げられる。その結果、本学では全学生への支援が行き届き、高い実就職率を維持することができているものと思われる。

二つ目は、本学独自の学生支援制度 J-TAS（現在は UNIPA）の導入である。J-TAS は大学が学生に情報や支援を伝達するためのツールであるだけでなく、学生が自らの履修状況や課外活動などに関するリフレクションのためのツールであり、これにより学生は自らの課題を把握することができるようになっている。

そして、三つ目は、学生によるサポート制度である J-STAFF 制度である。J-STAFF によって教職員とは異なる学生支援が可能となっており、J-STAFF の存在は下級生にとって、大学生としてのあるべきロールモデルとなっている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学生支援の充実のために、他にもさまざまな取り組みを行ってきた。学生総合支援センターの体制整備、学生対応のワンストップサービス化、学生が課外活動等に主体的に取り組める機会（場）の提供、留学生に対する奨学金の拡充等、建学の精神、理念の実現に向けた学生支援を着実に推進している。

今後は、J-TAS の推進による学習成果に基づく学生一人ひとりの能力・資質に合わせた個別サポートと、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」「実践女子大学・短期大学部型学生の成長プロセス」で謳っている「きめ細かい修学指導」とを連携させた PDCA サイクルの推進により、一層の「教育の質保証」に注力していく。

## 第 8 章

### 教育研究等環境

## 第8章 教育研究等環境

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

評価の視点1：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

評価の視点2：学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

評価の視点3：学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学では、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備している。具体的には、AV機器の更新（プロジェクタ、中間モニタ等）、定期的なメンテナンスやアクティブラーニング型の授業環境を整えるために、什器（机、椅子等）の更新を行っている。

2024年度はPC演習室・ラウンジ計399台を更新し、最新スペックの機器を導入した。JissenIDのアカウント統合とクラウドストレージ移行により、学内外から統一環境で利用できる体制を整備した。さらに、一般教室に電源を整備し、個人PCを活用した授業を推進した。また、Adobe製品ライセンスを学内販売し、学生が安価に利用できる体制を整え、教育研究活動の多様化に対応した。（教育研究環境の整備）

渋谷キャンパスに10Gbpsの新規回線を敷設し、日野キャンパスの負荷集中を解消することで、両キャンパスで安定かつ高速な通信を実現し、前述の通り、両キャンパス共にWi-Fiアクセスポイントも増設し、講義棟・図書館・共用スペースを含めさらに幅広く利用できる環境とした。PCラウンジにはデュアルモニタ席や外部接続可能なモニタ席を整備し、多様な学習・研究スタイルに対応できる環境を提供した。情報センターは学生・教職員からのICT利用相談に対応し、学内ICT基盤の活用を支援している。（ネットワーク環境と技術的支援）

特に教職員について、2024年度は情報セキュリティマニュアルを改訂し、社会動向や事例を出典付きで追加するなど最適化を図った。部署別情報セキュリティ担当者の再配置により、組織的な管理体制を強化した。全教職員を対象に標的型メール攻撃訓練を実施し、不審メールへの対応力が向上した。また、情報リテラシー教育の中で、特に大学1年生の必修科目では、入学前の課題としてオンラインコンテンツを学習し、その後に情報モラルに関するテストを実施している。これにより、学生は早い段階から情報倫理への理解を深め、意識の定着化を図っている。（情報倫理教育の取組）

点検・評価項目②：図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

評価の視点1：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。  
評価の視点2：図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学では、渋谷キャンパス、日野キャンパスともに図書館を設置し、図書・雑誌・視聴覚資料・電子ブック・電子ジャーナルなどを整備している。購入資料などについては、蔵書構成方針として、「収書理念・方針」「選書基準」を公開して、それに基づき、本学の教育研究、カリキュラム、設置学科・課程に必要な資料を中心に選書を行なっている。

雑誌については、かつては教員の希望により、海外のトップジャーナルについては冊子体での購読を維持していた。2018年度から方針を転換し、国立・公立・私立大学で構成される大学図書館コンソーシアム連合「JUSTICE」を活用し、価格面で有利な条件で冊子体雑誌から電子ジャーナルに切り替えながら、Elsevier、Wiley、Sage、Taylor & Francis、及びSpringerNatureの5大出版社については、PPVチケットや包括契約により全誌へのアクセスを確保するとともに、アグリゲータと呼ばれるProQuest Central、EBSCO Academic Search Complete、及びGale Academic OneFileにもアクセスできるようにしてきた。その一方で、コロナ禍明けの値上げ及び為替レートの関係から、洋雑誌契約の維持が困難になることも予想された。そのため、2024年度からは大転換を図った。

洋雑誌の購読に係る費用を圧縮しつつ、網羅的な研究支援を継続するため、雑誌単位から記事単位の購読への更なるシフトを行った。アグリゲータとPPVチケットは維持しながらも、包括契約を停止し、単独雑誌契約も最低限のものにした。停止した雑誌のみならずこれまでアクセス不可であった文献にアクセスする手段として、2つの電子的文献提供サービスを導入した。一つが教員・研究者が希望する電子論文を注文後すぐに電子的手段で提供されるArticle Galaxy Scholar (AGS)である。AGSとアグリゲータで5万誌以上の雑誌掲載論文にアクセス可能とした。また一方で世界600機関で利用されている電子論文の相互貸借サービスであるRapidILLに加盟し、日本の図書館で未所蔵資料であっても半日以内に入手可能とする体制を整えた。

その他、新聞記事データベース、雑誌記事データベース、事典・書誌データベース等、各種のデータベースを利用できる環境を、教職員・学生に提供している。これらのサービスは図書館ホームページや統合検索システムJissen One Search等を通じて利用可能であり、大部分はリモートアクセスを利用することで学外からもアクセス可能な環境を提供している。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備に関しては、国立情報学研究所(NII)のNACSIS-CAT/ILL等に参加するとともに、日野市立図書館との相互協力に関する協定、明星大学図書館との連携協力、渋谷近隣大学・短期大学図書館相互利用協力連携(LAPS)、清泉女子大学図書館との連携協力等により推進している。また、

私立大学図書館協会等の加盟館として、他大学・機関と様々な図書館間相互協力を推進している。

学術情報ネットワークとして、資料の所蔵情報を NACSIS-CAT (NII[国立情報学研究所]) に登録し、全国の大学図書館等との相互協力として NACSIS-ILL による図書の相互貸借、文献複写の依頼・提供を行なっている。その他、インターネットによる図書館ホームページからの蔵書検索 (Web OPAC)、外部データベース検索、学園創立者「下田歌子データベース」、卒業生「向田邦子文庫データベース」、所蔵する古典籍検索「実践女子大学古典籍データベース」を公開し、提供している。

図書館利用環境では、学生の閲覧座席数として、日野キャンパスは 343 席、渋谷キャンパスは 283 席である。図書館の開館時間に関しては、日野・渋谷キャンパスとも、通常、平日 8:30~19:30/土曜 8:30~17:00 としている。また、学生向けに自身の貸出・予約状況の確認、予約図書・購入希望図書の web 申込に加えて、教職員向けに自宅から文献調査や文献複写等の申込みなどができる図書館システムを稼働させている。学生に対しては、初年次教育「実践入門セミナー」の授業において、全学部 1 年生に図書館の利用方法の講義および図書館ツアー (希望者) を実施し、利用促進を図っている。さらに、教員からの要望に応え、ゼミ単位等での各学部・学科の専門性に特化した参考図書および文献目録、データベースや文献管理ツール RefWorks を利用した論文資料の探索方法の図書館ガイダンスを実施している。特に 2024 年度については、学生サポート部共催で、一般学生を学生スタッフ J-STAFF がサポートする、朝日新聞クロスサーチ、百科事典検索サイトジャパンナレッジのデータベース講習会を実施した。利用者 (卒業生含む) への広報活動として、図書館報『Library Mate』を年 2 回刊行し、ホームページで公開している。

図書館、学術情報サービスの提供を促進するための措置として、司書資格等の専門能力を有する職員を、専任職員を中心に両キャンパスに配置するよう配慮している。また、学生の事前事後学習と教員の授業準備・研究推進の支援として、図書館のデジタル化を推進している。

学び・考え・行動する主体的な学生の育成として、学生図書館スタッフ (ららすた) の活動を展開している。具体的には、ブックトーク、展示、外部活動等のイベントを実施している。2024 年度の図書館学生スタッフ「ららすた」(日野 14 名、渋谷 49 名) が自主的に企画した活動として、ブックトーク、展示、外部活動、本屋取材等の 40 回のイベントを実施した。また、江戸期料理本の『豆腐百珍』等の貴重書を題材に研究を行い、特に 11 月に実施された全国的な図書館の見本市である第 26 回図書館総合展において、ブースを出展し、研究及び活動内容を来場者に発表した。

さらに一般学生も含め第 15 回目の書店店頭での「学生選書ツアー」で選んだ本に POP を添えた展示を両キャンパスで実施し、冊子を刊行し、図書館、書店等で配布した。また、選書本については紀伊國屋書店新宿本店 2 階の アカデミックラウンジ、日野市立図書館においても展示され、書店利用の一般客や学外の方にも見ていただき、売り上げにも貢献した。

**点検・評価項目③：研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。**

評価の視点1：研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

評価の視点2：研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学では、研究活動を推進させるための条件整備に関して、2017（平成29）年度に大学・短期大学部における学術研究活動の活性化を図るため、「**実践女子大学研究推進機構**」を新たに設置し、大学附置の3研究所（「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」および「下田歌子記念女性総合研究所」）の統括・支援、「プロジェクト研究所」や各種研究助成制度をはじめとする研究活動全般を統括・管理している。この実践女子大学研究推進機構の設置によって、副学長を研究推進機構長とする研究マネジメント体制を構築し、「**研究推進機構会議**」および**研究推進室**が中心となり、全学的な研究推進施策を立案、実施する体制を整えている。

大学としての研究に対する基本的な方針として、「研究ポリシー」「社会連携ポリシー」「知的財産ポリシー」および「利益相反マネジメントポリシー」を策定している。例えば、「研究ポリシー」においては、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」のもと、社会の発展と世界の平和に貢献するため、教育・研究活動を通じて人材育成、学術・文化の継承と創造および社会貢献を図っていくことを謳っている。これらの研究活動等に係る4つのポリシーは、大学ホームページに公開し、社会に公表している。また、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用を行うため、研究データに対する機関の責任を明確化し、研究データに対する大学としての考え方、大学における研究データの取り扱い等を定めた「研究データポリシー」を策定した。

これに加え、「学園中期計画」では、受託研究や共同研究の推進、文理融合型の研究の推進、研究活動支援の充実といった取り組みを掲げ、研究活動を推進している。

研究費の支給に関しては、本学に所属する教員が学術研究活動を行うための基盤的経費として**個人研究費**（年額35万円）を支給しているほか、学会出張については、「学会出張旅費内規」に従い、所属する学会等に参加するための旅費を年度に1回、個人研究費とは別枠で支給している。これに加えて、多様な基礎研究、応用研究を推進していくために、学内公募による研究助成制度として、「**学内研究助成**」「**プロジェクト研究所**」等を設けている。さらに「**特定研究奨励金**」「**研究成果公開促進費**」を設け、科学研究費補助金への申請の促進、外部助成金の成果発信に努めている。

なお、学内研究費・研究助成については、『実践女子大学・実践女子大学短期大学部学内研究費・研究助成制度ガイドブック』を制作し、制度の一覧化、申請スケジュールをはじめ、目的、概要、手続き方法等を明示することにより、制度の浸透や活用を促す工夫をしている。

研究成果の発信については、例えば、先述の学内研究助成、プロジェクト研究所等、各研究助成制度の成果報告書や、学外機関との連携による研究活動の報告・紹介資料等をWebペ

ージで公開している。また、渋谷キャンパスと日野キャンパスで開催される常磐祭(学園祭)において、プロジェクト研究所の研究成果を発信している。さらに研究成果公開促進に係る制度を設け、学術講演会の開催や外国語論文の投稿に対する助成を行うことにより、研究成果の発信を促している。

本学では、学長方針の1つとして「研究推進」を掲げ、実践女子大学研究推進機構による支援体制の充実、特に科研費などの申請者への支援によって、外部資金獲得を促している。この学長方針に基づき、研究推進室が中心となって、外部資金に関する情報配信、学外講師によるセミナーや公募説明会の開催、研究推進室職員による外部資金申請書・計画調書のチェックなど、様々な支援を実施している。また、科研費の不採択者を対象として、次年度の科研費申請を促進する学内研究助成制度(特定研究奨励金)を設けている。これらの支援により、2024年度科研費の実施件数56件の目標に対して、実施件数は67件となり目標を達成した(実施件数には、コロナ特例により最大3カ年研究期間の延長が可能となったことによる延長件数21件を含む)。

また、本学では、平成30年度私立大学研究ブランディング事業として採択された「源氏物語研究の学際的・国際的拠点形成」(以下「ブランディング事業」という。)を契機として、伝統的な文学研究に文理融合の学際的手法を取り入れた研究を推進し、源氏物語研究の国際的研究拠点の形成に取り組んできた。事業期間終了後も、その研究基盤を活用しながら研究活動を継続しており、源氏物語研究の新たな展開と日本文化の理解促進に資する取組を進めている。

2024(令和6)年度には、研究成果の社会的・国際的発信を目的として、国内外において関連する取組を実施した。

国内では、兵庫県明石市立文化博物館の企画展「明石藩展XII 一藩主忠国が創った『源氏物語』遺跡と俳諧文学ー」(2024年9月14日～10月14日)に参画し、ブランディング事業の研究成果を活用した明石の君の装束復元に関するパネル展示及び十二単の装束着動画の上映を行うとともに、本学教員による講演「源氏物語への挑戦:明石の君の装束」を実施した。

また、研究成果の国際的発信として、韓国及び台湾において関連事業を実施した。韓国では、「2024 絵入本学会国際学術大会第14回絵入本ワークショップ in Ulsan」(2024年12月21日～22日)において、古典籍研究と装束復元の研究成果を紹介する文化体験企画「紙×顕微鏡(古典籍研究)」及び「装束着体験(装束復元)」を実施した。台湾では、日本台湾交流協会台北事務所主催の文化講座「十二単講座」(2025年3月14日～16日)において、本学教員による講演のほか、復元装束のパネル展示、装束着実演及び装束展示等を行い、研究成果の国際的発信に取り組んだ。

これらの取組を通じて、本学は源氏物語研究を基盤とした学際的研究の推進と研究成果の社会的・国際的発信を継続的に行っている。

研究室の整備に関しては、すべての教員に対して所属キャンパスに個人研究室を設け、パソコンなどの備品を設置することにより、研究に専念できる環境を整備している。また、本学の特色ある研究に不可欠であるが一般機器備品予算では対応できない高額研究設備の整備を目的とした高額研究設備整備費で、Japan Knowledge JKBooks WEB版史料募集(第1期南北朝、第2期 室町・戦国①～③)、梶井基次郎日記16冊一括を整備した。同予算では毎

年募集を行い、1～2件の設備を整備している。

本学では、「実践女子大学・同大学院および実践女子大学短期大学部専任教員の担当授業回数並びに附加給・減額等に関する内規」第2条において「専任教員の1週間における責任コマ数は合計5コマとし、1週間における出席日数は原則として4日とする」ことを定め、研究活動日を週1日以上確保できるようにしている。また、研究専念期間を保証し、専任教員の学術研究・教育研究能力や知識の向上を図るため、「実践女子学園教職員研修規程」に基づき、専任教職員が国内外の学外機関で研修に従事する制度を導入しており、2024年度は国内1名、海外1名がこの制度による研修を行った。

大学院学生に対しては、本学の研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の育成を図るため博士後期課程に在籍する学生を対象に、「実践女子大学大学院リサーチ・アシスタント規程」に基づく制度を導入し運用している。今年度は1名の学生が共同研究におけるオーラルヒストリーや文献の収集・分析に伴う研究活動の補助的業務に従事した。

研究倫理を遵守するため、「学校法人実践女子学園倫理綱領」（4研究に対する倫理）および「学校法人実践女子学園研究倫理規程」（第3条 研究者の基本的責務）を定めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止に向けた体制を整えている。

研究倫理に関しては、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とすることで責任主体を明確にするとともに、学内での審査機関として「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理に関する事項の適正な運用を図っている。また、不正行為の疑いがあった場合には、「研究倫理委員会のもとに設置される「予備調査委員会」、「調査委員会」において調査を実施する体制を整えている。

研究費の適正な管理・使用については、「学校法人実践女子学園研究倫理規程」（第12条 研究費の適切な管理）に定めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程」において、最高管理責任者、統括管理責任者など、責任主体を明確にするとともに、不正防止計画推進部署として研究推進室を設置している。具体的な不正防止の取り組みは、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画」に則り実施している。さらに、研究推進室の協力のもと、モニタリング、リスクアプローチ監査を**内部監査室**で実施している。

コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施については、全教員を対象に、3年ごとに教材として文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）」、日本学術振興会「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-」および本学独自の研究倫理教材を配布し、理解度チェックシートおよび誓約書の提出を義務づけている。また、新採用教員に対する説明会、FD研修会（研究推進関係）をはじめ、科研費執行に関する説明会において、コンプライアンスや研究倫理に関する説明を行っている。また、研究費の執行にあたり、基本ルールや一連の手続きを解説した『実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究費マニュアル』を策定し、すべての教員（研究対象者）を対象に学内向けホームページで公開している。

大学院学生については、全員に対して研究倫理教育の受講を義務付けている。教材は独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 eラーニングコース (eL CoRE)」を用い、研究推進室が受講管理を行っている。

**点検・評価項目④：教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

評価の視点1：教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

研究室の整備に関しては、すべての教員に対して所属キャンパスに個人研究室を設け、パソコンなどの備品を設置することにより、研究に専念できる環境を整備している。また、専任教員の1週間における責任コマ数は合計5コマ、1週間における出席日数は原則4日と定め、研究活動日を保証している。また、専任教職員の学術研究・教育研究能力や知識の向上を図るため、専任教職員が国内外の学外機関で研修に従事する制度を導入している。

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画第2期の振り返り及び第3期の策定をすすめ、「多様な人材の登用」「多様で柔軟な働き方を推進するための改革」を実現すべく、教育研究環境の整備を進めている。

大学院学生に教育訓練の機会を提供するために、「実践女子大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づく制度を導入し運用している。また、2020（令和2）年度からリサーチ・アシスタント制度を導入している。

また、大学生を対象に、2024（令和6）年度から“主体的な学習の充実”と“学生の自己成長支援”を目的として、スチューデント・アシスタント（SA）制度を導入した。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

学生の学習環境や教員の教育研究環境について、現状は、充実した環境を整備できていると考える。しかし、学生が意欲的に学び、成長し、教員が質の高い教育と創造的な研究を両立させるためには、日々進化する設備環境を整えていく必要がある。本学の設備は、経年が進んでいるため、環境整備を計画的に実行していく必要がある。

本学はまた、“主体的な学習の充実”と“学生の自己成長支援”を目的とした、教育の質的向上を図る取り組み（制度の構築）を推進している。その上で、更に学生を成長させるために、成果を分析し、改善に取り組んでいく必要がある。

本学はPC更新や高速回線導入、クラウド利用促進、ソフトウェア提供など教育研究環境を総合的に整備してきた。特にセキュリティ訓練の成果は改善を示し、教職員の意識向上を裏付けている。BYODの普及に伴い、個人PCの電源確保は依然として課題である。また、クラウドや外部サービス利用の拡大により、利用者に求められるセキュリティ遵守やICTリ

テラシーには個人差が残っており、安定的に教育研究活動を行うためにさらなる研修や支援が必要である。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は ICT 等の機器、備品の整備、学生の安全と衛生の確保、学生の自主的な学習を促進するための環境整備に特に注力してきた。たとえば、日野キャンパスでは、生活科学部に相応しい実験・実習施設の整備、エレベーター、車椅子対応のスロープ、車椅子対応の多目的トイレ等の設置等を進めている。今後は、技術の進歩や他大学の状況等を把握し、計画的に環境の整備を進めていく。

また、セキュリティ面ではマニュアル改訂や訓練を継続するだけでなく、学生を含めた全構成員が情報倫理を実践できるよう体系的な教育プログラムを構築することが重要である。個人 PC やクラウド活用が進む中で、学内サポート体制を強化し、利便性と安全性を両立させることが求められる。さらに、生成 AI の教育・研究利用についても、適切なガイドライン整備とリテラシー教育を推進し、安心して活用できる環境を整えることが今後の課題である。ICT 基盤の進展を踏まえ、利用定着と教育・研究活動への応用を進め、持続的かつ発展的な環境整備を進めていく必要がある。

## 第9章

### 社会連携・社会貢献

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状分析

点検・評価項目①：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

評価の視点1：社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。 評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。
---

本学では、教育研究活動の成果を社会に還元することは高等教育機関としての重要な使命であるとの認識のもと、社会の一員としてよりよい社会の構築に向けて、国内外の地域、産業界、高等教育機関、研究機関および地方公共団体等と連携して教育研究活動を推進してきた。その基本方針として「**社会連携ポリシー**」を定め、共同研究・受託研究・寄付研究等を通じた教育研究水準の向上、ならびに、教育・研究成果の社会還元を明示している。こうした方針に基づき、2020年度からは教職協働による社会連携推進体制を整備するなど、社会連携活動を持続的かつ特色ある形で推進してきた。

また、学生主体のプロジェクトやボランティア活動といった課外活動も、社会連携・社会貢献の一端を担い、学生が社会や企業の課題に触れ解決に導く体験を通じて、汎用的能力の獲得とキャリア形成につなげている。これらの活動を通じ、本学の社会連携は学園の教育理念を体現するものとして積み重ねられてきた。

こうした下地をさらに加速させるため、2021年度に経営企画部の外局として**社会連携推進室**（法人の経営企画部）を設置し、学内の社会連携推進体制を強化した。以後、社会連携推進室が新規案件の企画・立上げや情報集約・発信を担うことで、学園全体の社会連携活動は飛躍的に拡大している。

2024年度の連携実績は209件（※学園全体の集計結果であり中高活動を一部含む）であり、過去5年間の累計は705件となった。特に、渋谷キャンパスでは企業・団体との産学連携プロジェクトが拡充し、日野キャンパスでは食・栄養・環境を軸とした地域連携が深化している。実施形態は講演・講義（106件）、PBL型（57件）、ゼミ・課外活動（41件）が中心であり、学生の主体的参加を促すアクティブラーニング型の取組が増加している。

参加学生・生徒数はのべ7,927人に上り、前年度から約1,300人の増加となった。大学の入学者アンケートにおいても「社会連携活動が充実していることを魅力に感じた」と回答し

た割合は全体の83%に達しており、本学の教育的特色として高く評価されている。

具体的事例としては、サントリーとの1年生向けPBL授業、資生堂によるキャリア形成講座、セガサミーホールディングスとの異文化理解を踏まえたゲーム企画、サイバーエージェントとの生成AI活用授業、NEXCO中日本や多摩都市モノレールとのアップサイクル事業などを筆頭に多種多様な連携活動が挙げられる。これらの事例は、学生にとって社会課題解決力や協働的態度を養う機会であり、同時に企業・地域にとっても新たな価値を創出する成果となっている。

さらに、2024年9月8日には、創立125周年記念事業として「JISSEN マルシェ」を日野キャンパスにて開催した。教職員が主体となって企画・運営を行い、学生も参画しながら、地域住民への感謝を形にする機会とした。当日は、地域の魅力発信と企業・自治体との連携を軸に、29の多彩な企画を展開した。郷土グルメや体験ブース、eスポーツ大会、縁日、ステージ企画などを通じ、約1,800名の地域の方々に来場いただいた。社会連携活動で協力いただいている企業や、大学間連携でつながっている大学からの協力も得て、教育・研究活動の成果を社会に還元する象徴的なイベントとして大きな成果を収めている。

**点検・評価項目②：社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

評価の視点1：社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。  
評価の視点2：点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、主管部署および委員会等によって点検・評価を行っている。具体的には、共同研究、受託研究および寄付研究については、事務部門である研究推進室を主管とし、**研究推進機構会議**において検証する仕組みとしている。

また、企業連携や地域連携については、社会連携推進室において、内容の精査、社会貢献度の検証と改善を重ねている。この検証結果に基づき、学外組織との連携を推進するための環境整備に努め、研究実績の増加や社会連携による教育効果の向上に繋げている。

生涯学習に関する教養講座等の開講については、事務部門である**生涯学習センター**を主管とし、「**生涯学習センター運営委員会**」において検証を行い、その検証結果を踏まえて、次年度の開講講座等を決定している。社会連携等に関する取り組みについては、学長室、学生総合支援センターおよび社会連携推進室が所管している。

これらの社会連携・社会貢献に関する活動は、「大学協議会」に活動の内容、実績等が報告される。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、「社会連携ポリシー」に基づき、教育研究活動の成果を社会に還元することを重要な使命と位置付け、地域社会、産業界、自治体等との多様な連携を組織的に推進している。社会連携推進室の設置以降、教職協働による推進体制が強化され、連携件数および参加学生数はいずれも着実に増加しており、社会連携・社会貢献活動が本学の教育的特色として定着している。

特に、渋谷キャンパスにおける企業連携型 PBL や、日野キャンパスにおける食・栄養・環境を軸とした地域連携など、キャンパス特性を活かした取組が展開されている点は評価できる。学生主体のプロジェクトやボランティア活動を通じて、学生が社会課題に触れ、協働的に解決策を考える機会が提供されており、汎用的能力やキャリア形成に資する教育効果も顕在化している。

また、JISSEN マルシェをはじめとする記念事業や各種イベントを通じて、教育研究成果を広く社会に発信し、大学の認知度およびブランド力の向上にも寄与している。

一方で、社会連携活動が量的に拡大する中で、教職員の業務負担や運営体制について、活動の持続性を意識した整理・工夫を進める余地がある。

また、授業やプロジェクトから生まれた成果を商品化・事業化等へと発展的に活用する仕組みについては、今後、制度的な整理を行うことで、教育成果の社会還元をより一層促進できると考えられる。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、明確な方針と推進体制の下で社会連携・社会貢献活動を展開し、教育的効果と社会的評価の両面において着実な成果を上げている。今後は、各学部・学科の特性を活かした連携事例を戦略的に位置付け、学園全体として重点的に発信することで、社会連携活動の質的向上と大学のブランド価値の強化を図る。

あわせて、JISSEN PLAY BASE 等の拠点を活用した情報発信や、学生参画を促す運営体制の工夫を進めるとともに、教育成果の発展的活用に向けた制度整備や人的体制の充実を図ることで、社会連携活動を持続的に推進していく。これらの取組を通じて、本学は社会に開かれた大学としての役割を一層果たし、教育理念の実現に資する社会連携・社会貢献活動の高度化を目指す。

## 第 10 章

### 大学運営・財務

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### 1. 現状分析

点検・評価項目①：大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

評価の視点2：関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

評価の視点3：法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学では、2023年2月に、「実践女子学園中期計画(2022～2026年度)-第2版-」を新たに策定し、これに基づき、教育研究活動等を積極的に推進している。策定にあたっては、約半年間にわたり、理事会、常任理事会で協議をするとともに、外部有識者や卒業生、外部評価・助言委員会からの意見聴取を行っている。

また、毎年中期計画をホームページ等で公表すると共に、学内説明会を実施し教職員に共有している。そして、中期計画にもとづいた具体的な施策を各部門において立案し、単年度の事業計画として理事会での審議決定を経て、各事業を推進している。

学長は「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学長選考規程」に基づき選考が行われ、その権限については「実践女子大学学則」第48条第2項に「学長は大学を統括し、これを代表する」と定めている。

その他の役職者については、「実践女子大学学則」第49条に副学長、第51条に学部長、第52条に学科・課程主任をおくと定めており、副学長、各学部長はそれぞれに選任に関する規程を設けている。主任については、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部主任に關

する内規」において選任方法および職務等を明示している。

本学では、学長が教学の重要事項を決定するにあたり、実践女子大学および実践女子大学大学院の教学における管理・運営に関する事項を審議するために実践女子大学協議会を置き、必要な事項を「実践女子大学協議会規程」に定めている。具体的には、第2条に審議事項を明示し、第6条にて学長の決定権限を明確にしている。また、第7条において教授会等への報告および法人組織（理事会等）に付議することを規定している。なお、上述の大学協議会は、教職協働の必要性和教学マネジメントの強化から、職員（学長室部長・学務部長・研究推進室部長・学生総合支援センター部長）も構成員としている。

教授会の役割については、「実践女子大学学則」第53条に定めている。そして、「実践女子大学教授会規程」第9条において、審議事項を定めるとともに、学長が決定を行うにあたり、あるいは学長の求めに応じて、教授会が「意見を述べることができる」ことを明確に規定している。大学院についても同様であり、「実践女子大学大学院学則」により大学院の研究科委員会が学長に「意見を述べるものとする」と定めている。

教学組織（大学）と法人（学園）組織（理事会等）については、「学校法人実践女子大学寄附行為」第18条第2項に「理事会は学校法人の業務を決し」と定めており、審議内容については、第24条および「常任理事会に関する規程」第3条に、審議手続きについては、上述の「実践女子大学協議会規程」第7条に明示している。そのほか、慣例として常任理事会を円滑かつ効果的に運営することを目的として、学内の理事（理事長・学長・副学長・常務理事を含む事務系理事・学長室部長・経営企画部長）を構成員とする理事協議会を定例開催し、大学（教学）と理事会（法人）が協働、共有すべき事項について事前に整理・調整を行っている。

学生、教職員からの意見への対応のうち、学生については、全学生を対象とした学生大会を年1回開催し、意見・要望等を聴取し回答する機会を設定している。また、学長ポスト（学長への手紙）を設置し、随時、学生の意見を個々に聴取し回答できるようにしている。職員については、「学校法人実践女子学園事務規則」第32条に基づき、学園業務全般の調整・円滑化を目的に「部長会」を設け、常任理事会の事前審議機関として各部署の意見等を反映できる仕組みを作っている。加えて、教学統括理事（教学事務局長）および教学系事務組織の部長・次長・課長で「教学事務局会議」を構成し、教学事務部門における事業計画並びに業務遂行に関する重要事項を協議し、部門間の連絡・調整と方針の確認を行っている。

#### 点検・評価項目②：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成は次の手順で行っている。

- ① 学園の中長期計画を基に、次年度の収支概算を踏まえた予算編成方針を常任理事会での審議を経て策定。次年度予算における収支目標と、支出予算の大枠を決定。
- ② 予算編成方針で定めた支出予算の大枠に基づき、支出予算の詳細・内訳を検討。特に

中長期計画との関連が強い政策的予算については、財務部と主管部署・理事との協議を重ねて精査を実施。

③ 最終的な予算案を財務部にて取りまとめ、事業計画とともに常任理事会および全体理事会での審議を経て決定。

以上の手順により、各種会議体での審議を経ることで透明性を確保しつつ、中長期計画の推進と収支のコントロールを両立している。

次に予算執行については、「学校法人実践女子学園経理規程」、「学校法人実践女子学園経理事務細則」および「学校法人実践女子学園固定資産及び物品調達規程」（以下、「経理規程等」という。）において、予算執行に関する責任の所在と範囲および各種発注における承認権限が規定されている。予算執行における経理規程等の遵守や透明性の確保については、当該部署内に加えて財務部経理課内でも複数回の確認を行うことによって実現している。なお、予算の残高管理については Web ベースの予算管理システムにより、各予算の執行状況および残高がリアルタイムで把握できるようになっており、予算管理の有効性と効率性の両面が確保されている。

**点検・評価項目③**：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

評価の視点1：大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

評価の視点2：大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

評価の視点3：必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

評価の視点4：職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

評価の視点5：大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学では、法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等が円滑に実施できるよう、大学設置基準に則った事務組織を「学校法人実践女子学園事務規程」に基づき整備している。具体的には、学園（法人）に大学および法人の管理運営部門として5部署（総務部・財務部・経営企画部・情報センター・内部監査室）を置くとともに、主に大学に係る教育支援・研究支援・学生支援等を担う6部署（学長室・学生総合支援センター・国際交流推進部・生涯学習センター事務室・研究推進室・図書館事務部）を配置し、大学運営、教育研究活動支援等が円滑に行われるようにしている。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備については、学生の履修相談等に適切に対応するため、カリキュラムアドバイザーを各キャンパスに配置しているほか、近年の

就職状況・環境、学生のニーズに対応するため、学生総合支援センターの職員にキャリアカウンセラー資格を有する職員を配置すべく、「実践女子学園事務系職員研修規程」及び「自己啓発研修の助成に関する細則」の定めにより、資格取得費用をサポートするなど専門的な知識を持った職員配置を行っている。

また、昇任・昇格に関することは「実践女子学園事務系職員就業規則」および「事務系職員の初任給、昇格及び昇給に関する取扱細則」に定め、総合的な能力、勤務実績等で評価を行っている。職員の採用については、退職者の状況等を踏まえ、学園が求める人材を明確にしたうえで採用活動を行っている。労務管理については、法令を遵守し、適切に行っている。

また、海外協定校の開拓および留学生支援の強化のため、「実践女子学園教職員研修規程」「実践女子学園教職員研修規程」に基づき、知識の向上を図り、学園の発展に寄与させることを目的として、専任職員の大学関係団体への派遣を実施している他、海外での勤務経験、語学スキルの高い職員を採用するなど、グローバル化の推進も進めている。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係については、各学部のカリキュラム策定に係る検討・調整を行う「カリキュラム検討会議」、全学の教育に係る諸施策の立案およびその推進を図る「大学教育研究センター委員会」、教学関係管理・運営について審議する「大学協議会」等の構成員として職員が参画しており、いずれも職員が大学運営の重要な役割を担っている。

職員の業績評価については、年度初めに理事長方針および学長方針、事業計画を踏まえて、各部次長が中心となり「部方針」を策定し、その「部方針」を踏まえ各課長が「課方針」を策定する。その「部方針」、「課方針」に基づき、個人の「ミッションシート（仕事評価）」として重点業務設定、業務ウエイト、種別（維持型、改善型、革新・開発型）、実施のプロセス、達成レベルの目標設定を行っている。

この「ミッションシート」では、事務職員の業務内容の専門化・高度化、職場の活性化に寄与するものとして、改善型、革新・開発型の業務を主軸におき、より定量的（数値）な観点で目標設定・達成状態を設定し評価する仕組みとしている。評価については、半期終了時点の進捗状況（評価）と年度末における達成レベルの2回の振り返りと上司との面談を通じて総合結果が付される仕組みとしている。

加えて、職位に求められる能力を評価する「**能力評価シート**」を作成することにより、自身に必要な能力を把握し、自己研鑽を行いより高度な大学運営に携わる力を育成している。「ミッションシート」および「能力評価シート」の結果は、昇進・昇格の参考としている。今後は、昇格基準等を明確にし、業績評価に加え能力評価の導入を進めていく。

**スタッフ・ディベロップメント（SD）**活動を組織的に実施するために、本学では「実践女子大学協議会規程」に「教育研究活動等の効果的な運営のための、教職員の能力及び資質の向上を目的としたスタッフ・ディベロップメントの基本方針に関する事項」を審議事項として定めている。これに基づき、「大学協議会」にてSDに関する基本方針等を策定し、具体的な活動を推進している。

SDの定義として、本学では、SD（Staff Development）は、「当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため」の研修や取り組みを指しているが、ここでのSDには教員も含まれている。なお、職員が教員向けのFDに参加した場合には、職員にとってはSDと看做している。SD（職員のみが対象となるものを除く）については、大学協議会で基本方

針を審議し、実施にあたっては、関係委員会・部署等で具体案を検討し、「大学協議会」に報告する。SD（事務職員）については、総務部と連携して進める体制としている。

#### 2024年度 SDに関する基本方針

- ①中期計画に掲げる学生支援（修学支援・生活支援・進路支援）に基づき、今後のキャリア形成についての施策について教職員で共有し、取り組みを促進する。また、悩みを抱えている学生からの相談対応等、多様な学生の支援を充実させる。
- ②科研費等の外部資金獲得のための取り組みを進める共に、研究の信頼性・公正性を担保するためのコンプライアンス・研究倫理に関する取り組みを進める。
- ③本学の内部質保証の一層の推進を図る（第3期認証評価結果の指摘に関する改善と点検・評価）。また、教育プロジェクトの成果報告により、新たな取組を共有して教育全体の質向上を諮る。
- ④本学での社会連携について、現状を報告するとともに、具体事例事例を紹介し、連携を促進する。
- ⑤大短・中高の教職員が交流する機会を設定することにより、中高大短の交流機会を拡大し、高大連携を活性化する。
- ⑥その他、情報セキュリティの向上等の取り組みを進める。

これらの基本方針に則り、複数のSD研修等を実施している。

事務職員を対象としたSDの取り組みとしては、業務内容や期待する能力にあわせた体系的な研修制度を導入している。育成型（抜擢型・新課長・新採用職員育成等）、自己啓発型（希望型）及び交流型（三校合同研修・渋谷4大学連携合同研修等）という三種の研修を組み合わせることで、個々の職員の能力向上を図る体制を整えている。

また、職員のモチベーション向上を図るとともに、職員の意識改革を促すことを目的とした表彰制度「Jissen Staff Award」（実践女子学園事務職員賞）を設け、互いに影響を与え合うことで、個々の能力向上と組織力を高める体制を設定している。

**点検・評価項目④**：大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1：監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点2：大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点3：点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげて

いるか。

本学での大学運営の適切性に関する検証については、主に教育研究活動に係る事項については大学協議会を責任主体とし、経営に係る事項については、常任理事会において検証する仕組みとしている。これらの会議体での審議・承認事項は、規程等に基づき、理事会、評議員会において最終決定している。

「学校法人実践女子学園事務規則」第32条に基づき、学園業務全般の調整・円滑化を図る「**部長会**」を設け、常任理事会の事前審議機関と位置づけ、事務に係る事項の検証を行っている。また、教学統括理事（教学事務局長）、教学系事務組織の部長・次長・課長で「教学事務局会議」を構成し、教学事務部門における事業計画並びに業務遂行に関する重要事項を協議し、部門間の連絡・調整および方針の確認を行うことで機関決定前の調整・検証等を実施している。

監査プロセスの適切性としては、「学園寄附行為」および「学園監事監査規則」の規定に則り、学園の業務および財産の状況、理事の業務執行の状況（以下「学園の業務等」という。）について、監事、内部監査室および監査法人（会計監査人）（以下「監事等」という。）による監査が実施されている。期中および期末の監査のみならず、それぞれの監事等が行なった監査情報の共有を図る「三様監査連絡会」を定期的で開催して、総合的に監査の質を高めている。

監事監査は、「私立学校法」第37条および「学園寄附行為」第17条に基づいて学園の業務等の状況を把握し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査結果を盛り込んだ監査報告書を作成して理事会および評議員会に提出している。監事は常勤監事1名と非常勤監事1名で構成され、事務支援を総務部が行なう。理事会および評議員会への出席をはじめ、常任理事会（毎週1回定例開催）に出席して、監査計画に基づいて学園の業務等を監査している。なお、常任理事会の事前審議機関である「部長会」と、学長の下での意思決定機関である「大学協議会」の議題および審議内容についても把握に努め、適宜意見を述べている。内部監査室および監査法人と監査計画を共有し、適宜、報告・意見交換を行なっている。

監査法人は、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づき、法人の会計および財産の状況を監査している。なお、監事は、監査法人から定期的に監査の結果を徴取し、改善状況等について報告を受けている。

**内部監査室**には室長1名と室員若干名を置き、室長は「内部監査規程」に則り内部監査計画を立案している。業務監査、経理監査、情報システム監査および公的研究資金監査等を行なって、監事を補助するとともに、内部監査結果を学長および理事長に報告している。また、三様監査連絡会の事務を掌る等、監査の有効性を担保している。

**外部監査**は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、監査法人による監査を行なっている。なお、会計監査の結果については、監事が定期的に聴取し、改善状況等について報告を受けている。内部監査は、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、所定の内部監査を実施している。内部監査室は、監事の補助を行ない、内部監査室長は、監事および監査法人との連絡、意見交換および情報交換のための監査連絡会に出席し、監査の有効性を担保している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学における大学運営は、中期計画を軸とした明確な方針のもと、学長を中心とする教学組織と法人組織が役割分担と連携を保ちながら進められている点が大きな長所である。中期計画の策定段階から、理事会・常任理事会に加え、外部有識者や卒業生の意見を取り入れていること、また策定後は学内説明会やホームページを通じて教職員に共有し、各部門が事業計画として具体化している点は、組織全体で方針を共有し実行につなげる仕組みとして評価できる。

また、学長の意思決定を支える大学協議会をはじめ、教授会、研究科委員会等の役割と権限が法令および規程に基づき明確化されており、教職協働による教学マネジメント体制が機能している。加えて、学生大会や学長ポストを通じた学生の意見聴取、部長会や教学事務局会議を通じた職員の意見反映の仕組みが整備されている点も、大学運営の透明性と開放性の観点から長所である。

予算編成および予算執行については、近年、学園の中長期計画との関連性を強化する方向で手続きの見直しが進められており、この点については一定の成果が出ていると評価される。

一方で、学園及び大学を取り巻く環境が加速度的に変化する中で、意思決定の迅速化と組織を横断した課題に対応するための情報共有や検討プロセス、透明性を十分に確保しつつ、迅速な経営判断を後押しするような予算編成・執行のあり方について、引き続き検討を進める必要がある。

また、監事等による監査については、本学園は従前より監事・内部監査室・監査法人（会計監査人）による情報共有を積極的に進めており、監査の質向上に努めてきた。今後は、監事等による監査結果をどのようにして実際の大学運営に反映させていくのが課題である。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後の大学運営においては、中期計画を基軸としつつ、環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる運営体制の強化が重要となる。そのため、学長のリーダーシップのもと、大学協議会等を中心に、教学・経営双方の視点から課題を整理し、優先度を明確にした意思決定を行う仕組みを一層充実させる。

また、監事監査、内部監査、外部監査による点検結果については、単なる確認にとどめるのではなく、改善策の立案・実行・検証へとつなげる内部質保証のサイクルをより明確にする。教職員のSD活動についても、中期計画や大学運営上の重点課題と連動させ、大学全体の運営力向上につながる体系的な取り組みとして推進する。

これらの取り組みを通じて、透明性と実効性を備えた大学運営を継続的に実現し、本学の教育研究活動の質的向上と持続的発展を支える基盤を強化していく。

## 第2節 財務

### 1. 現状分析

**点検・評価項目①**：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

評価の視点1：具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

評価の視点2：財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

学園中長期計画の一部として、財務計画を策定している。財務計画の策定にあたっては、社会環境の変化と本学園が置かれた状況を前提として10年後を見据えた方針を明確化するとともに、財務シミュレーションを実施することによって具体化を図っている。

同計画においては、人件費比率および事業活動収支差額比率について具体的な数値目標を掲げるとともに、基本金組入前当年度収支差額や金融資産残高等についても目標値を定めることにより、健全な運営を確保しようとしている。

**点検・評価項目②**：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

評価の視点1：教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

評価の視点2：授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

基本金組入前当年度収支差額の黒字確保を継続しており、将来の施設設備投資（校舎建て替え等）を目的とした特定資産を着実に積み増すこと等により、教育研究水準の維持・向上を図っている。近年は授業料収入以外の収入の積極的な獲得（収入の多様化）を財務計画の目標として明示しており、特に補助金、寄付金、施設外部貸出および資産運用については重要な課題として組織的に獲得を強化している。これら取り組みの結果については、決算報告において振り返りを行っている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学園では、中・長期計画の一部として財務計画を策定し、10年後を見据えた財政運営の方針を明確にしている点が大きな長所である。人件費比率や事業活動収支差額比率などの財務指標について具体的な数値目標を設定し、財務シミュレーションに基づく計画的な運営を行っていることは、教育研究活動を安定的に継続するうえで評価できる。

また、基本金組入前当年度収支差額の黒字を維持しつつ、将来の施設整備等に備えた特定資産の積み増しを行っていることは、財政基盤の安定性を高める取り組みとして重要である。近年は、補助金や寄付金、施設の外部貸出、資産運用など、授業料収入以外の財源確保にも積極的に取り組んでおり、収入の多様化を図っている点も評価できる。

一方で、少子化の進行や社会経済環境の変化により、大学を取り巻く財務環境は今後さらに厳しさを増すことが予想される。安定的な収支構造を維持するためには、教育研究の質を高めつつ、限られた資源をいかに効果的に配分していくかが課題であり、財務指標の継続的な点検と柔軟な計画修正が求められる。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後は、中・長期の財務計画に基づき、健全性を確保しながらも戦略的な投資を行う財務運営を一層推進する。その際には、教育研究活動の成果や大学運営上の重点課題と財務計画との連動を明確にし、限られた財源を最大限に活用する視点が重要となる。

また、授業料収入に依存しすぎない財政構造を目指し、外部資金の獲得や資産の有効活用を引き続き強化する。これらの取り組みの成果については、決算報告等を通じて検証し、次期計画へと反映させることで、財務運営の透明性と実効性を高めていく。

以上のように、本学園は計画的かつ安定的な財務運営を基盤として、大学運営と一体となった持続可能な教育研究活動の推進を図り、将来にわたって社会に貢献できる大学としての発展を目指す。